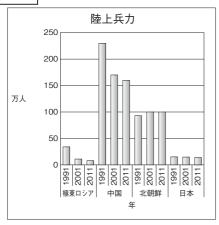
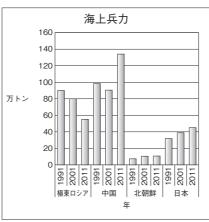
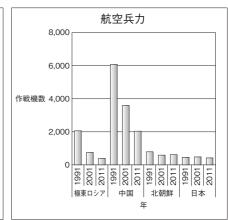
# 資料5 わが国周辺の兵力推移の概要







(注) 資料は、当該年版のミリタリー・バランスなどによる(日本は、当該年度末実勢力)。

## 資料6 国防の基本方針

(昭和32年5月20日 国防会議決定) 閣議決定

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- (1) 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- (2) 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- (3) 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- (4) 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

## 資料7 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について

(平成22年12月17日 安全保障会議決定) 閣 議 決 定)

平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、平成16年12月10日付け閣議決定「平成17年度以降に 係る防衛計画の大綱について」は、平成22年度限りで廃止する。

### (別紙)

## 平成23年度以降に係る防衛計画の大綱

#### I 策定の趣旨

我が国を取り巻く新たな安全保障環境の下、今後の我が国の 安全保障及び防衛力の在り方について、「平成22年度の防衛力 整備等について」(平成21年12月17日安全保障会議及び閣議決 定)に基づき、「平成23年度以降に係る防衛計画の大網」とし て、新たな指針を示す。

## Ⅱ 我が国の安全保障における基本理念

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに被害を最小化することであり、もって我が国の平和と安全及び

国民の安心・安全を確保することである。第二の目標は、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の改善により脅威の発生を予防することであり、もって自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保することである。そして、第三の目標は、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献することである。

これらの目標を達成するため、我が国の外交力、防衛力等をより積極的に用い、国際の平和と安全の維持に係る国際連合の活動を支持し、諸外国との良好な協調関係を確立するなどの外交努力を推進することを含め、我が国自身の努力、同盟国との協力、アジア太平洋地域における協力、グローバルな協力等多層的な安全保障協力を統合的に推進する。

我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を整備するとの我が国防衛の基本方針を引き続き堅持する。同時に、我が国は、国連平和維持活動や、人道支援・災害救援、海賊対処等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動(以下「国際平和協力活動」という。)により積極的に取り組む。

核兵器の脅威に対しては、長期的課題である核兵器のない世界の実現へ向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。同時に、現実に核兵器が存在する間は、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。

## Ⅲ 我が国を取り巻く安全保障環境

1 グローバルな安全保障環境のすう勢は、相互依存関係の一層 の進展により、主要国間の大規模戦争の蓋然性は低下する一 方、一国で生じた混乱や安全保障上の問題の影響が直ちに世界 に波及するリスクが高まっている。また、民族・宗教対立等に よる地域紛争に加え、領土や主権、経済権益等をめぐり、武力 紛争には至らないような対立や紛争、言わばグレーゾーンの紛 争は増加する傾向にある。

このような中、中国・インド・ロシア等の国力の増大ともあいまって、米国の影響力が相対的に変化しつつあり、グローバ

ルなパワーバランスに変化が生じているが、米国は引き続き世界の平和と安定に最も大きな役割を果たしている。

我が国を含む国際社会にとって、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織、海賊行為等への対応は引き続き差し迫った課題である。これらに加え、地域紛争や、統治機構が弱体化し、又は破綻した国家の存在もグローバルな安全保障環境に影響を与え得る課題であり、さらに、海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用に対するリスクが新たな課題となってきている。また、長期的には、気候変動の問題が安全保障環境にもたらす影響にも留意する必要がある。

こうしたグローバルな安全保障課題は、一国で対応すること は極めて困難であり、利益を共有する国々が平素から協力する ことが重要となっている。

また、国際社会における軍事力の役割は一層多様化しており、武力紛争の抑止・対処、国家間の信頼醸成・友好関係の増進のほか、紛争の予防から復興支援等の平和構築、さらには非伝統的安全保障分野において、非軍事部門とも連携・協力しつつ、軍事力が重要な役割を果たす機会が増加している。

2 アジア太平洋地域においては、相互依存関係が拡大・深化する中、安全保障課題の解決のため、国家間の協力関係の充実・強化が図られており、特に非伝統的安全保障分野を中心に、問題解決に向けた具体的な協力が進展しつつある。

一方、グローバルなパワーバランスの変化はこの地域において顕著に表れている。我が国周辺地域には、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が集中しており、多数の国が軍事力を近代化し、軍事的な活動を活発化させている。また、領土や海洋をめぐる問題や、朝鮮半島や台湾海峡等をめぐる問題が存在するなど不透明・不確実な要素が残されている。

この中で、北朝鮮は、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、配備、拡散等を継続するとともに、大規模な特殊部隊を保持しているほか、朝鮮半島において軍事的な挑発行動を繰り返している。北朝鮮のこのような軍事的な動きは、我が国を含む地域の安全保障における喫緊かつ重大な不安定要因であるとともに、国際的な拡散防止の努力に対する深刻な課題となっている。

大国として成長を続ける中国は、世界と地域のために重要な役割を果たしつつある。他方で、中国は国防費を継続的に増加し、核・ミサイル戦力や海・空軍を中心とした軍事力の広範かつ急速な近代化を進め、戦力を遠方に投射する能力の強化に取り組んでいるほか、周辺海域において活動を拡大・活発化させており、このような動向は、中国の軍事や安全保障に関する透明性の不足とあいまって、地域・国際社会の懸念事項となっている。

ロシアについては、極東地域における軍事力の規模を冷戦終結以降大幅に縮減しているものの、軍事活動は引き続き活発化の傾向にある。

このような中、米国は、日本、韓国、オーストラリア等の同盟国及びパートナー国との協力を一層重視して、二国間・多国間の枠組みを活用した安全保障関係の強化を図るなど、この地域への関与を強めている。このような取組は、アジア太平洋地域の平和と安定に重要な役割を果たすとともに、米国がグローバルな安全保障課題に取り組むための基盤ともなっている。

3 一方、我が国は、広大な海域を有し、外国からの食糧・資源 や海外の市場に多くを依存する貿易立国であり、我が国の繁栄 には海洋の安全確保や国際秩序の安定等が不可欠である。ま た、我が国は、四方を海で囲まれ長大な海岸線と多くの島嶼を 有するという地理的要素を持つ一方、災害が発生しやすいこと に加え、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するうえ、沿岸 部に重要施設を多数抱えるといった安全保障上の脆弱性を持っ ている。

4 以上を踏まえると、大規模着上陸侵攻等の我が国の存立を脅かすような本格的な侵略事態が生起する可能性は低いものの、我が国を取り巻く安全保障課題や不安定要因は、多様で複雑かつ重層的なものとなっており、我が国としては、これらに起因する様々な事態(以下「各種事態」という。)に的確に対応する必要がある。また、地域の安全保障課題とともに、グローバルな安全保障課題に対し、同盟国、友好国その他の関係各国(以下「同盟国等」という。)と協力して積極的に取り組むことが重要になっている。

## Ⅳ 我が国の安全保障の基本方針

- 1 我が国自身の努力
  - (1) 基本的考え方

我が国の安全保障の目標を達成するための根幹となるのは 自らが行う努力であるとの認識に基づき、我が国防衛の基本 方針の下、同盟国等とも連携しつつ、平素から国として総力 を挙げて取り組むとともに、各種事態の発生に際しては、事 態の推移に応じてシームレスに対応する。

(2) 統合的かつ戦略的な取組

以下により、国として統合的かつ戦略的に取り組む。

- ア 関係機関における情報収集・分析能力の向上に取り組む とともに、各府省が相互に協力しつつ、より緊密な情報共 有を行うことができるよう、政府横断的な情報保全体制を 強化する。その際、情報収集及び情報通信機能の強化等の 観点から、宇宙の開発及び利用を推進する。また、サイ バー空間の安定的利用のため、サイバー攻撃への対処態勢 及び対応能力を総合的に強化する。
- イ 平素より、内閣官房、防衛省・自衛隊、警察、海上保安 庁、外務省、法務省その他の関係機関が連携し、各種事態 の発生に際しては内閣総理大臣を中心とする内閣が迅速・ 的確に意思決定を行い、地方公共団体等とも連携しつつ、 政府一体となって対応する。このため、各種事態のシミュ レーションや総合的な訓練・演習を平素から実施するな ど、政府の意思決定及び対処に係る機能・体制を検証し、 法的側面を含めた必要な対応について検討する。
- ウ 安全保障会議を含む、安全保障に関する内閣の組織・機能・体制等を検証した上で、首相官邸に国家安全保障に関 し関係閣僚間の政策調整と内閣総理大臣への助言等を行う 組織を設置する。
- エ 各種災害への対応や国民の保護のための各種体制を引き 続き整備するとともに、国と地方公共団体等が相互に緊密 に連携し、万全の態勢を整える。
- オ 国際平和協力活動を始めとするグローバルな安全保障環境の改善のための取組においては、関係機関の連携はもとより、非政府組織等とも連携・協力を図ることにより効率的かつ効果的に対応する。また、国連平和維持活動の実態を踏まえ、PKO参加五原則等我が国の参加の在り方を検討する。
- カ 安全保障・防衛問題に関する国民の理解を得つつ国全体 としての安全保障を確保するため、我が国の安全保障・防 衛政策をより分かりやすくするための努力を行う。同時

に、国際社会における我が国の安全保障・防衛政策への理解を一層促進するため対外情報発信を強化する。

## (3) 我が国の防衛力 - 動的防衛力

防衛力は我が国の安全保障の最終的な担保であり、我が国 に直接脅威が及ぶことを未然に防止し、脅威が及んだ場合に はこれを排除するという国家の意思と能力を表すものであ る。

今日の安全保障環境のすう勢下においては、安全保障課題に対し、実効的に対処し得る防衛力を構築することが重要である。特に、軍事科学技術の飛躍的な発展に伴い、兆候が現れてから各種事態が発生するまでの時間が短縮化される傾向にあること等から、事態に迅速かつシームレスに対応するためには、即応性を始めとする総合的な部隊運用能力が重要性を増してきている。また、防衛力を単に保持することではなく、平素から情報収集・警戒監視・偵察活動を含む適時・適切な運用を行い、我が国の意思と高い防衛能力を明示しておくことが、我が国周辺の安定に寄与するとともに、抑止力の信頼性を高める重要な要素となってきている。このため、装備の運用水準を高め、その活動量を増大させることによって、より大きな能力を発揮することが求められており、このような防衛力の運用に着眼した動的な抑止力を重視していく必要がある。

同時に、防衛力の役割は多様化しつつ増大しており、二国間・多国間の協力関係を強化し、国際平和協力活動を積極的に実施していくことなどが求められている。

以上の観点から、今後の防衛力については、防衛力の存在 自体による抑止効果を重視した、従来の「基盤的防衛力構想」 によることなく、各種事態に対し、より実効的な抑止と対処 を可能とし、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定 化とグローバルな安全保障環境の改善のための活動を能動的 に行い得る動的なものとしていくことが必要である。このた め、即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、 軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支 えられた動的防衛力を構築する。

一層厳しさを増す安全保障環境に対応するには、適切な規模の防衛力を着実に整備することが必要である。その際、厳しい財政事情を踏まえ、本格的な侵略事態への備えとして保持してきた装備・要員を始めとして自衛隊全体にわたる装備・人員・編成・配置等の抜本的見直しによる思い切った効率化・合理化を行った上で、真に必要な機能に資源を選択的に集中して防衛力の構造的な変革を図り、限られた資源でより多くの成果を達成する。また、人事制度の抜本的な見直しにより、人件費の抑制・効率化とともに若年化による精強性の向上等を推進し、人件費の比率が高く、自衛隊の活動経費を圧迫している防衛予算の構造の改善を図る。

## 2 同盟国との協力

我が国は、これまで、基本的な価値を共有する超大国である 米国と日米安全保障体制を中核とする同盟関係を維持してお り、我が国の平和と安全を確保するためには、今後とも日米同 盟は必要不可欠である。また、我が国に駐留する米軍の軍事的 プレゼンスは、地域における不測の事態の発生に対する抑止及 び対処力として機能しており、アジア太平洋地域の諸国に大き な安心をもたらしている。さらに、日米同盟は、多国間の安全 保障協力やグローバルな安全保障課題への対応を我が国が効果 的に進める上でも重要である。

こうした日米同盟の意義を踏まえ、日米同盟を新たな安全保 障環境にふさわしい形で深化・発展させていく。このため、日 米間で安全保障環境の評価を行いつつ、共通の戦略目標及び役 割・任務・能力に関する日米間の検討を引き続き行うなど、戦 略的な対話及び具体的な政策調整に継続的に取り組む。また、 情報協力、計画検討作業の深化、周辺事態における協力を含む 各種の運用協力、弾道ミサイル防衛における協力、装備・技術 協力といった従来の分野における協力や、拡大抑止の信頼性向 上、情報保全のための協議を推進する。さらに、地域における 不測の事態に対する米軍の抑止及び対処力の強化を目指し、日 米協力の充実を図るための措置を検討する。加えて、共同訓 練、施設の共同使用等の平素からの各種協力の強化を図るとと もに、国際平和協力活動等を通じた協力や、宇宙、サイバー空 間における対応、海上交通の安全確保等の国際公共財の維持強 化、さらには気候変動といった分野を含め、地域的及びグロー バルな協力を推進する。

こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県 を始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢 の見直し等についての具体的措置を着実に実施する。また、接 受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にす るための取組を積極的に推進する。

## 3 国際社会における多層的な安全保障協力

## (1) アジア太平洋地域における協力

アジア太平洋地域において、二国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化することは、日米同盟ともあいまって、同地域の安全保障環境の一層の安定化に効果的に取り組むために不可欠である。

特に、米国の同盟国であり、我が国と基本的な価値及び安全保障上の多くの利益を共有する韓国及びオーストラリアとは、二国間及び米国を含めた多国間での協力を強化する。そして、伝統的パートナーであるASEAN諸国との安全保障協力を維持・強化していく。また、アフリカ、中東から東アジアに至る海上交通の安全確保等に共通の利害を有するインドを始めとする関係各国との協力を強化する。

この地域の安全保障に大きな影響力を持つ中国やロシアとの間では、安全保障対話・交流等を通じて信頼関係を増進するとともに、非伝統的安全保障分野等における協力関係の構築・発展を図る。特に、中国との間では、戦略的互恵関係の構築の一環として、様々な分野で建設的な協力関係を強化することが極めて重要との認識の下、中国が国際社会において責任ある行動をとるよう、同盟国等とも協力して積極的な関与を行う。

多国間の安全保障協力については、ASEAN地域フォーラム(ARF)や拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)等の枠組み等を通じ、非伝統的安全保障分野を中心として、域内の秩序や規範、実際的な協力関係の構築に向け、適切な役割を果たす。

#### (2) 国際社会の一員としての協力

グローバルな安全保障環境を改善し、我が国の安全と繁栄の確保に資するよう、紛争、テロ等の根本原因の解決等のために政府開発援助(ODA)を戦略的・効果的に活用するなど外交活動を積極的に推進する。

このような外交活動と一体となって、国際平和協力活動に 積極的に取り組む。その際、我が国の知識・経験等をいかし た支援に努めるとともに、我が国が置かれた諸条件を総合的 に勘案して、戦略的に実施するものとする。

さらに、グローバルな安全保障課題への取組に関し、欧州連合(EU)、北大西洋条約機構(NATO)や欧州諸国とも協力関係の強化を図るとともに、海洋、宇宙、サイバー空間の安定的利用といった国際公共財の維持・強化、大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組に積極的な役割を果たす。このほか、大規模災害やパンデミックに際し、人道支援・災害救援等に積極的に取り組む。

21世紀の新たな諸課題に対して、国際社会が有効に対処するためには、普遍的かつ包括的な唯一の国際機関である国際連合の機構を実効性と信頼性を高める形で改革することが求められており、我が国としても引き続き積極的にこの問題に取り組む。

#### Ⅴ 防衛力の在り方

## 1 防衛力の役割

今後の我が国の防衛力については、上記の動的防衛力という 考え方の下、以下の分野において、適切にその役割を果たし得 るものとする。その際、平素からの関係機関との連携を確保す る。

## (1) 実効的な抑止及び対処

我が国周辺における各国の軍事動向を把握し、各種兆候を早期に察知するため、平素から我が国及びその周辺において常時継続的な情報収集・警戒監視・偵察活動(以下「常続監視」という。)による情報優越を確保するとともに、各種事態の展開に応じ迅速かつシームレスに対応する。また、本格的な侵略事態への備えについて、不確実な将来情勢の変化への必要最小限の備えを保持する。

その際、特に以下を重視する。

## ア 周辺海空域の安全確保

周辺海空域において常続監視を行うなど同海空域の安全 確保に努め、我が国の権益を侵害する行為に対して実効的 に対応する。

## イ 島嶼部に対する攻撃への対応

島嶼部への攻撃に対しては、機動運用可能な部隊を迅速 に展開し、平素から配置している部隊と協力して侵略を阻止・排除する。その際、巡航ミサイル対処を含め島嶼周辺 における防空態勢を確立するとともに、周辺海空域におけ る航空優勢及び海上輸送路の安全を確保する。

## ウ サイバー攻撃への対応

サイバー攻撃に対しては、自衛隊の情報システムを防護 するために必要な機能を統合的に運用して対処するととも に、サイバー攻撃に関する高度な知識・技能を集積し、政 府全体として行う対応に寄与する。

## エ ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃に対しては、機動性を重視 しつつ即応性の高い部隊により迅速かつ柔軟に対応する。 特に、沿岸部での潜入阻止のための警戒監視、重要施設の 防護並びに侵入した部隊の捜索及び撃破を重視する。

## オ 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃に対しては、常時継続的な警戒態勢を 保持するとともに、多層的な防護態勢により迎撃回避能力 を備えた弾道ミサイルにも実効的に対応する。また、万が 一被害が発生した場合には、被害を局限すべく事後対処を 行う。

#### カ 複合事態への対応

上記の事態については、複数の事態の連続的又は同時的 生起も想定し、事態に応じ実効的な対応を行う。

#### キ 大規模・特殊災害等への対応

大規模・特殊災害等に対しては、地方公共団体等と連携・協力し、国内のどの地域においても災害救援を実施する。

## (2) アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化

我が国周辺において、常続監視や訓練・演習等の各種活動 を適時・適切に実施することにより、我が国周辺の安全保障 環境の安定を目指す。

また、アジア太平洋地域の安定化を図るため、日米同盟関係を深化させつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習を多層的に推進する。また、非伝統的安全保障分野において、地雷・不発弾処理等を含む自衛隊が有する能力を活用し、実際的な協力を推進するとともに、域内協力枠組みの構築・強化や域内諸国の能力構築支援に取り組む。

#### (3) グローバルな安全保障環境の改善

人道復興支援を始めとする平和構築や停戦監視を含む国際 平和協力活動に引き続き積極的に取り組む。また、国際連合 等が行う軍備管理・軍縮、不拡散等の分野における諸活動や 能力構築支援に積極的に関与するとともに、同盟国等と協力 して、国際テロ対策、海上交通の安全確保や海洋秩序の維持 のための取組等を積極的に推進する。

#### 2 自衛隊の熊勢

自衛隊は、1で述べた防衛力の役割を実効的に果たし得るよう、各種事態等への対応に必要な態勢に加え、以下に示す態勢を保持する。

### (1) 即応態勢

待機態勢の保持、機動力の向上、練度・可動率の維持向上 等を行い、部隊等の即応性を高め、これを適切かつ効率的に 配置することにより、迅速かつ効果的に活動を行い得るよう にする。また、自衛隊が動的防衛力として抑止・対処におい て有効に役割を果たせるよう、基地機能の抗たん性を確保す るとともに、燃料、弾薬(訓練弾を含む)を確保し、維持整 備に万全を期すものとする。

## (2) 統合運用態勢

迅速かつ効果的な対処に必要な情報収集態勢を保持するほか、衛星通信を含む高度な情報通信ネットワークを活用した 指揮統制機能及び情報共有態勢並びにサイバー攻撃対処態勢 を保持することにより、統合運用を円滑に実施し得るように する

## (3) 国際平和協力活動の態勢

多様な任務、迅速な派遣、長期の活動にも対応し得る能力、態勢等の充実を図ることにより、国際平和協力活動を積極的に実施し得るようにする。

#### 3 自衛隊の体制

#### (1) 基本的な考え方

自衛隊は、2で述べた態勢を保持しつつ、1で述べた防衛力の役割を効果的に果たし得る体制を効率的に保持することとする。

その際、効果的・効率的な防衛力整備を行う観点から、各種の活動に活用し得る機能、非対称的な対応能力を有する機能及び非代替的な機能を優先的に整備する。具体的には、冷戦型の装備・編成を縮減し、部隊の地理的配置や各自衛隊の

運用を適切に見直すとともに、南西地域も含め、警戒監視、 洋上哨戒、防空、弾道ミサイル対処、輸送、指揮通信等の機 能を重点的に整備し、防衛態勢の充実を図る。

さらに、各自衛隊に係る予算配分についても、安全保障環境の変化に応じ、前例にとらわれず、縦割りを排除し総合的な見地から思い切った見直しを行う。

また、統合運用の推進や日米共同による対処態勢構築の推進等の観点から、陸上自衛隊の作戦基本部隊(師団・旅団)及び方面隊の在り方について、指揮・管理機能の効率化にも留意しつつ、総合的に検討する。

なお、本格的な侵略事態への備えについては、不確実な将 来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の 維持に必要な範囲に限り保持することとする。

#### (2) 体制整備に当たっての重視事項

自衛隊の体制整備に当たっては、次の事項を重視する。

#### ア 統合の強化

統合の強化に向け、統合幕僚監部の機能の強化を始め、 指揮統制、情報収集、教育訓練等の統合運用基盤を強化す る。また、輸送、衛生、高射、救難、調達・補給・整備、 駐屯地・基地業務等、各自衛隊に横断的な機能について、 整理、共同部隊化、集約・拠点化等により、統合の観点か ら効果的かつ効率的な体制を整備する。

## イ 島嶼部における対応能力の強化

自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部について、必要最小限の部隊を新たに配置するとともに、部隊が活動を行う際の拠点、機動力、輸送能力及び実効的な対処能力を整備することにより、島嶼部への攻撃に対する対応や周辺海空域の安全確保に関する能力を強化する。

### ウ 国際平和協力活動への対応能力の強化

各種装備品等の改修、海上及び航空輸送力の整備、後方 支援態勢の強化を行うほか、施設・衛生等の機能や教育訓 練体制の充実を図ることにより、国際平和協力活動への対 応能力を強化する。

## エ 情報機能の強化

各種事態の兆候を早期に察知し、情報収集・分析・共有等を適切に行うため、宇宙分野を含む技術動向等を踏まえた多様な情報収集能力や情報本部等の総合的な分析・評価能力等を強化し、情報・運用・政策の各部門を通じた情報共有体制を整備する。また、自衛隊の海外派遣部隊等が円滑かつ安全に任務を行い得るよう地理情報等の情報収集能力を強化するなど、遠隔地での活動に対する情報支援を適切に行う体制を整備する。さらに、関係国との情報協力・交流の拡大・強化に取り組む。

## オ 科学技術の発展への対応

高度な技術力と情報能力に支えられた防衛力を整備するため、各種の技術革新の成果を防衛力に的確に反映させる。特に、高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを整備することにより、確実な指揮命令と迅速な情報共有を確保するとともに、サイバー攻撃対処を統合的に実施する体制を整備する。

#### カ 効率的・効果的な防衛力整備

格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化・ 合理化を図り、経費を抑制するとともに、国の他の諸施策 との調和を図りつつ防衛力全体として円滑に十全な機能を 果たし得るようにする。このため、事業の優先順位を明確 にして選択と集中を行うとともに、VIの取組を推進する。

#### (3) 各自衛隊の体制

## ア 陸上自衛隊

- (ア) 各種の機能を有機的に連携させ、各種事態に有効に対応し得るよう、高い機動力や警戒監視能力を備え、各地に迅速に展開することが可能で、かつ国際平和協力活動等多様な任務を効果的に遂行し得る部隊を、地域の特性に応じて適切に配置する。この際、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部の防衛についても重視するとともに、部隊の編成及び人的構成を見直し、効率化・合理化を徹底する。
- (イ) 航空輸送、空挺、特殊武器防護、特殊作戦及び国際 平和協力活動等に有効に対応し得るよう、専門的機能を 備えた機動運用部隊を保持する。
- (ウ) 作戦部隊及び重要地域の防空を有効に行い得るよう、 地対空誘導弾部隊を保持する。

#### イ 海上自衛隊

- (ア) 平素からの情報収集・警戒監視、対潜戦等の各種作 戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安 全確保及び国際平和協力活動等を実施し得るよう、機動 的に運用する護衛艦部隊及び艦載回転翼哨戒機部隊を保 持する。また、当該艦艇部隊は、ウ(ウ)の地対空誘導 弾部隊とともに、弾道ミサイル攻撃から我が国全体を多 層的に防護し得る機能を備えたイージス・システム搭載 護衛艦を保持する。
- (イ)水中における情報収集・警戒監視を平素から我が国 周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の 哨戒を有効に行い得るよう、増強された潜水艦部隊を保 持する。
- (ウ) 洋上における情報収集・警戒監視を平素から我が国 周辺海域で広域にわたり実施するとともに、周辺海域の 哨戒を有効に行い得るよう、固定翼哨戒機部隊を保持す る。
- (エ) 我が国周辺海域の掃海を有効に行い得るよう、掃海 部隊を保持する。

## ウ 航空自衛隊

- (ア) 我が国周辺のほぼ全空域を常時継続的に警戒監視するとともに、我が国に飛来する弾道ミサイルを探知・追尾するほか、必要とする場合に警戒管制を有効に行い得るよう、航空警戒管制部隊を保持する。
- (イ) 戦闘機とその支援機能が一体となって我が国の防空 等を総合的な態勢で行い得るよう、(ア) の航空警戒管 制部隊に加え、能力の高い新戦闘機を保有する戦闘機部 隊、航空偵察部隊、国際平和協力活動等を効果的に実施 し得る航空輸送部隊及び空中給油・輸送部隊を保持す る。
- (ウ) 重要地域の防空を実施するとともに、イ(ア)のイージス・システム搭載護衛艦とともに、弾道ミサイル攻撃から我が国全体を多層的に防護し得る機能を備えた地対空誘導弾部隊を保持する。

主要な編成、装備等の具体的規模は、別表のとおりと する。

## VI 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持及び運用を効率的・効果的に行うため、 以下を重視する。

#### (1) 人的資源の効果的な活用

隊員の高い士気及び厳正な規律の保持のための各種施策を推進する。社会の少子化・高学歴化と自衛隊の任務の多様化等に的確に対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図り、必要な教育訓練を実施するとともに、隊員の壮健性維持に資する衛生基盤等を整備する。また、安全保障問題に関する研究・教育を推進し、同問題に係る知的基盤を充実・強化する。さらに、過酷又は危険な任務の遂行に対して適切な処遇が確保されるよう、制度全般について見直しを行う。

同時に、自衛隊全体の人員規模及び人員構成を適切に管理 し、精強性を確保する。その際、自衛隊が遂行すべき任務や 体力、経験、技能等のバランスに留意しつつ士を増勢し、幹 部及び准曹の構成比率を引き下げ、階級及び年齢構成の在り 方を見直す。さらに、人員配置の適正化の観点から自衛官の 職務の再整理を行い、第一線部隊等に若年隊員を優先的に充 当するとともに、その他の職務について最適化された給与等 の処遇を適用するなど、国家公務員全体の人件費削減の方向 性に沿った人事施策の見直しを含む人事制度改革を実施す る。以上に加え、民間活力の一層の有効活用等により、後方 業務の効率化等、人員の一層の合理化を進め、人件費を抑制 することにより、厳しい財政事情の中で有効な防衛力を確保 する。この際、社会における退職自衛官の有効活用を図り、 公的部門での受入れを含む再就職援護や退職後の礼遇等に関 する施策を推進し、これらと一体のものとして早期退職制度 等の導入を図る。また、官民の協力や人的交流を積極的に進 める。

### (2)装備品等の運用基盤の充実

装備品等の維持整備を効率的かつ効果的に行い、可動率を 高い水準で維持するなど防衛力の運用に不可欠な装備品等の 運用基盤の充実を図る。

#### (3)装備品取得の一層の効率化

契約に係る制度全般の改善や短期集中調達・一括調達等効率的な調達方式の一層の採用を図るなど、調達価格を含むライフサイクルコストの抑制を更に徹底し、費用対効果を高める。また、外部監査制度の充実を進め、調達の透明性を向上させる。

## (4) 防衛生産・技術基盤の維持・育成

安全保障の重要性の観点から、防衛生産・技術基盤について、真に国内に保持すべき重要なものを特定し、その分野の維持・育成に注力して、選択と集中の実現により安定的かつ中長期的な防衛力の維持整備を行うため、防衛生産・技術基盤に関する戦略を策定する。

(5) 防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討 平和への貢献や国際的な協力において、自衛隊が携行する 重機等の装備品の活用や被災国等への装備品の供与を通じ て、より効果的な協力ができる機会が増加している。また、 国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を 実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流 になっている。このような大きな変化に対応するための方策 について検討する。

#### (6) 防衛施設と周辺地域との調和

関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

#### Ⅵ 留意事項

- 1 この大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年後までを 念頭に置き、防衛力の変革を図るものであるが、情勢に重要な 変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境、技術 水準の動向等を勘案し検討を行い、必要な修正を行う。
- 2 この大綱に定める防衛力へ円滑・迅速・的確な移行が行われるよう、計画的な移行管理を行うとともに、事後検証を行う。 また、1の見直しに資するため、あるべき防衛力の姿について不断の検討を行う。

#### 別表

	編成定数		15万4千人
	常備自御	<b>新官定員</b>	14万7千人
	即応予係	備自衛官員数	7千人
		平素地域配備する部隊	8個師団
陸上自衛隊			6個旅団
陸上日開隊	基幹部隊	機動運用部隊	中央即応集団
			1 個機甲師団
		地対空誘導弾部隊	7個高射特科群/連隊
	主要装備	戦車	約400両
	工女衣牌	火砲	約400門/両
		護衛艦部隊	4個護衛隊群(8個護衛隊)
	基幹部隊		4個護衛隊
		潜水艦部隊	6個潜水隊
海上自衛隊		掃海部隊	1 個掃海隊群
海上日南网		哨戒機部隊	9個航空隊
		護衛艦	48隻
	主要装備	潜水艦	22隻
		作戦用航空機	約150機
		航空警戒管制部隊	4個警戒群
			24個警戒隊
			1個警戒航空隊(2個飛行隊)
	基幹部隊	戦闘機部隊	12個飛行隊
航空自衛隊	2-1 HN95	航空偵察部隊	1 個飛行隊
加工口用例		航空輸送部隊	3個飛行隊
		空中給油・輸送部隊	1 個飛行隊
		地対空誘導弾部隊	6個高射群
	主要装備	作戦用航空機	約340機
		うち戦闘機	約260機
弾道ミサイ		イージス・システム搭載護衛艦	6隻
にも使用し得る		航空警戒管制部隊	11個警戒群/隊
主要装備・	<b>基幹部隊</b>	地対空誘導弾部隊	6個高射群

注1: 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海 上自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数。

注2: 弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦 については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情等を踏 まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加 的な整備を行い得るものとする。

# 資料8 中期防衛力整備計画 (平成23年度~平成27年度) に ついて

(平成22年12月17日 安全保障会議決定 閣 議 決 定

平成23年度から平成27年度までを対象とする中期防衛力整備計画 について、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成22年12月 17日安全保障会議及び閣議決定)に従い、別紙のとおり定める。

#### (別紙)

中期防衛力整備計画(平成23年度~平成27年度)

## I 計画の方針

平成23年度から平成27年度までの防衛力整備に当たっては、 「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成22年12月17日安全 保障会議及び閣議決定)に従い、即応性、機動性、柔軟性、持続 性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技 術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築するため、以下を 計画の基本として、防衛力の整備、維持及び運用を効果的かつ効 率的に行うこととする。

- 1 実効的な抑止及び対処、アジア太平洋地域の安全保障環境の 一層の安定化並びにグローバルな安全保障環境の改善のための 各種の活動を迅速かつシームレスに実施できるよう、複合事態 への対応にも留意しつつ、即応態勢、統合運用態勢及び国際平 和協力活動を積極的に実施し得る態勢を整備する。この観点か ら、統合の強化、島嶼部における対応能力の強化、国際平和協 力活動への対応能力の強化、情報機能の強化、科学技術の発展 への対応を重視する。
- 2 防衛力の整備に当たっては、統合運用の実効性向上の観点も 踏まえ、自衛隊が保有すべき各種の機能のうち、各種の活動に 活用し得る機能、非対称的な対応能力を有する機能及び非代替 的な機能を優先整備すべき機能として重点化し、適切な資源配 分を行う。なお、本格的な侵略事態への備えについては、不確 実な将来情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技 能の維持に必要な範囲に限り保持する。
- 3 装備品等の導入に当たっては、能力の高い新たな装備品等の 導入と既存の装備品等の延命、能力向上等を組み合わせること により、質の高い防衛力を効率的に整備する。
- 4 防衛力の能力発揮の基盤を効果的に整備するため、人事制度 の抜本的な見直しにより、人件費の抑制・効率化を図るととも に若年化による精強性の向上等を推進し、人件費の比率が高 く、自衛隊の活動経費を圧迫している防衛予算の構造の改善を 図る。また、装備品等の取得改革をより一層推進し、部隊の運 用水準の向上を図るほか、関係機関や地域社会との協力の強化 を図る。
- 5 日米安全保障体制は、我が国の平和と安全にとって必要不可 欠であり、また、米軍の軍事的プレゼンスは、地域の平和と安 定の維持に不可欠である。新たな安全保障環境にふさわしい形 で日米同盟を深化・発展させていくため、各種の協力や日米協 議を推進するほか、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にす るための取組等を積極的に推進する。
- 6 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を図り、経費を抑制する。その際、各自衛隊に係る予算配分についても、安全保障環境の変化に応じ、前例にとらわれず、縦割りを排除した総合的な見地から思い切った見直しを行う。また、自衛隊全体にわたる装備・人員・編成・配置等の抜本的な効率化・合理化を行った上で、事業の内容を精査の上、真に必要な機能に資源を選択的に集中して防衛力の構造的な変革を図り、限られた資源でより多くの成果を達成する。

## Ⅱ 基幹部隊の見直し等

1 陸上自衛隊については、部隊の編成及び人的構成を見直し、 効率化・合理化を徹底する中で、戦車及び火砲の縮減を図りつ つ、即応性、機動性等を一層向上させるため、5個の師団及び 1個の旅団について改編を実施する。また、1個高射特科群を 廃止し、これに伴い1個の旅団内に高射特科連隊を新設すると ともに、即応性、航空輸送力等を一層向上させるため、1個の 旅団について改編を実施する。

平素からの情報収集・警戒監視及び事態発生時の迅速な対処 に必要な体制を整備するため、南西地域の島嶼部に、陸上自衛 隊の沿岸監視部隊を新編し配置するとともに、初動を担任する 部隊を新編するための事業に着手する。

統合運用の推進や日米共同による対処態勢構築の推進等の観点から、指揮・管理機能の効率化にも留意しつつ、作戦基本部隊(師団・旅団)及び方面隊の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

- 2 海上自衛隊については、情報収集・警戒監視、対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保等に有効に対応するとともに、国際平和協力活動に柔軟に対応できるよう、護衛艦部隊(地域配備)を機動運用化する。その際、5個の護衛隊からなる護衛艦部隊(地域配備)を4個護衛隊とする。また、潜水艦増勢のために必要な措置を講ずる。
- 3 航空自衛隊については、南西地域における即応態勢を充実するため、那覇基地に戦闘機部隊1個飛行隊を移動させ、2個飛行隊とする改編を行うとともに、1個航空団を新設し、これに伴い既存の1個航空団を廃止する。また、米軍とのインターオペラビリティを向上するため、横田基地を新設し、航空総隊司令部等を移転する。
- 4 計画期間末の常備自衛官全体の定数は、平成22年度末の水準からおおむね2千人程度削減し、おおむね24万6千人程度とする。
  - (1) このうち、陸上自衛隊の計画期間末の編成定数については、おおむね15万7千人程度、常備自衛官定数についてはおおむね15万人程度、即応予備自衛官員数については、おおむね7千人をめどとする。
  - (2) また、海上自衛隊及び航空自衛隊の計画期間中の常備自 衛官定数については、平成22年度末の水準をめどとする。
  - (3) なお、計画期間中においては、後方業務の抜本的な合理 化・効率化を図ることにより、人員の一層の合理化を進める こととする。その際、精強性を高めるための第一線部隊の充 足については、後方業務に関する新たな人事任用制度の導入 に伴う人件費抑制や人員の配置転換により、人件費の追加的 な負担を招かない範囲で措置することとする。

## Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業

- 1 実効的な抑止及び対処
  - (1) 周辺海空域の安全確保

陸・海・空の各領域で常時継続的に情報収集・警戒監視を行い、各種兆候を早期察知する態勢を強化するため、ヘリコプター搭載護衛艦(DDH)、汎用護衛艦(DD)、潜水艦及び固定翼哨戒機(P-1)の整備並びに既存の護衛艦、潜水艦及び固定翼哨戒機(P-3C)の延命を行う。また、固定式 3次元レーダー装置を整備するとともに、引き続き、早期警戒管制機(E-767)の改善を行う。

- (2) 島嶼部に対する攻撃への対応
  - (ア) 情報収集・警戒監視体制の整備等

平素からの情報収集・警戒監視を行うとともに、事態発生時の迅速な対処に必要な体制を整備するため、前記 II 1 に示すとおり、南西地域の島嶼部に陸上自衛隊の沿岸監視部隊を配置するとともに、初動を担任する部隊の新編に向けた事業に着手する。また、移動警戒レーダーを南西地域の島嶼部に展開することにより、隙のない警戒監視態勢を保持する。さらに、南西地域において早期警戒機 (E-2 C) の整備基盤を整備し、常時継続的に運用し得る態勢を確保する。

#### (イ) 迅速な展開・対応能力の向上

迅速な展開能力を確保し、実効的な対応能力の向上を図るため、引き続き、輸送へリコプター(CH-47JA)を整備するとともに、現有の輸送機(C-1)の後継機として、新たな輸送機を整備する。また、部隊の迅速な展開に資するヘリコプター搭載護衛艦(DDH)を整備する。さらに、地対艦誘導弾を整備するほか、島嶼部への迅速な部隊展開に向けた機動展開訓練を実施する。

#### (ウ) 防空能力の向上

巡航ミサイル対処を含む防空能力の向上を図るため、前記II3に示すとおり、那覇基地における戦闘機部隊を1個飛行隊から2個飛行隊に改編する。また、現有の戦闘機 (F-4)の後継機として、新たな戦闘機を整備するとともに、引き続き、戦闘機 (F-15)の近代化改修及び自己防御能力の向上、地対空誘導弾ペトリオットの改修、中距離地対空誘導弾の整備を推進する。加えて、戦闘機 (F-15) に電子戦能力を付加するとともに、戦闘機 (F-15) に電子戦能力を付加するとともに、戦闘機 (F-15) の空対空能力やネットワーク機能の向上を行う。さらに、現有の救難へリコプター (UH-60J) の後継機として、新たな救難へリコプターを整備するとともに、引き続き、救難へリコプターに対する空中給油機能を輸送機 (C-130H) に付加し、救難能力の向上を図る。

## (エ) 海上交通の安全確保

南西地域等における情報収集・警戒監視態勢を充実し、対潜戦を始めとする各種作戦を効果的に行い、海上交通の安全を確保し得るよう、前記(1)に示すとおり、ヘリコプター搭載護衛艦(DDH)、汎用護衛艦(DD)、潜水艦及び固定翼哨戒機(P-1)の整備、既存の護衛艦、潜水艦及び固定翼哨戒機(P-3C)の延命を行うほか、哨戒ヘリコプター(SH-60K)、掃海艦艇、掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)を整備するとともに、哨戒ヘリコプター(SH-60J)の延命を行う。また、救難体制を効率化するとともに、救難飛行艇(US-2)を整備する。

## (3) サイバー攻撃への対応

自衛隊の情報通信ネットワークを防護するための機能の向上に向け、自衛隊に対するサイバー攻撃への対処を統合的に実施するための体制を強化するほか、サイバー攻撃対処に関する研究や演習の充実を図るとともに、サイバー攻撃対処に関する高度な知見を有する人材を育成し、政府全体として行う対応に寄与する。

## (4) ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃に迅速かつ効果的に対応できるよう、部隊の即応性、機動性等を一層高めることとし、普通科部隊の強化を行うほか、引き続き、軽装甲機動車、多用途へリコプター(UH-60JA)及び戦闘へリコプター(AH-64D)を整備する。

また、核・生物・化学兵器による攻撃への対応能力の向上 を図るため、引き続き、NBC偵察車を整備する。

#### (5) 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃への対処体制の強化に向け、引き続き、 イージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾ペトリオットの能力向上等を行う。

弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米 共同開発を引き続き推進するとともに、その生産・配備段階 への移行について検討の上、必要な措置を講ずる。

#### (6) 複合事態への対応

複数の事態が連続的又は同時に生起した場合にあっても、 迅速かつ適切な対応を行えるよう、指揮統制、後方支援等の 態勢を整備する。

#### (7) 大規模・特殊災害等への対応

大規模地震、原子力災害等、様々な大規模・特殊災害等に 迅速かつ適切に対応し、国民の人命及び財産を保護するため、平素から関係機関と連携しつつ各種の訓練や計画の策定 等の各種施策を推進する。

## 2 アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化

我が国周辺において、平素からの情報収集・警戒監視や訓練・演習等の部隊運用を適時・適切に行うことにより、我が国 周辺の安全保障環境の安定を目指す。

アジア太平洋地域の不安定要因を除去し、安定化を図るため、引き続き各レベルにおいて二国間・多国間の安全保障対話、防衛協力・交流、各種の共同訓練・演習を多層的に推進するとともに、域内協力枠組みの構築・強化を促進する。また、より実際的な協力を推進するため、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障分野において防衛医学、地雷・不発弾処理等の自衛隊が保有する知識・経験を活用することで、同分野における域内諸国の対処能力向上や人材育成等の能力構築支援を実施する。

## 3 グローバルな安全保障環境の改善

国際平和協力活動に積極的に取り組む。国連平和維持活動の 実態を踏まえ、PKO参加五原則等我が国の参加の在り方を検 討する。

また、能力構築支援や、国際テロ対策、海上交通の安全確保 や海洋秩序の維持のための取組等を積極的に推進する。さら に、気候変動や資源の制約が安全保障環境や作戦環境に及ぼす 影響について検討を行い、諸外国と協力しつつ、所要の研究を 推進するなど必要な措置を講ずる。

国際平和協力センターにおいて、国際平和協力活動等に関する知識普及に資するための教育及び専門的な教育を実施するとともに、教育対象者について、関係府省職員等自衛隊員以外に拡大することを検討の上、必要な措置を講ずる。

国際連合を含む国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対し、引き続き積極的に協力する。

# 4 体制整備に当たっての重視事項

## (1) 統合の強化

島嶼部への攻撃に対する対応や周辺海空域の安全確保、複合事態への対応等に際し、各自衛隊が一体となって有機的に対処し、国民の安全を確保し得る体制を構築する。このため、統合的な観点から、各自衛隊が保有する機動力、輸送能力及び実効的な対処能力のほか、統合幕僚監部の機能強化を始めとして指揮統制機能を高めるとともに、各自衛隊に横断的な機能の整理等を行いつつ、動的防衛力の強化に資する実効的かつ効率的な組織・編成・業務の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

統合運用基盤を強化するため、衛星通信を含む高度な情報通信ネットワークを活用した一元的な指揮統制、情報共有態勢の強化を図るとともに、自衛隊における統合的なサイバー攻撃対処能力強化に向け、サイバー攻撃対処の中核となる組織の新設や専門的な人材育成に必要な事業を実施する。また、自衛隊統合訓練や日米共同訓練を始めとする各種訓練を実施する。

海上自衛隊及び航空自衛隊が担う陸上配備の航空救難機能 の航空自衛隊への一元化に向けた体制整備に着手するととも に、陸上自衛隊及び航空自衛隊の高射部隊について統合の観 点から効果的かつ効率的な体制整備に向けた検討を推進す る

#### (2) 国際平和協力活動への対応能力の強化

国際平和協力活動に迅速に部隊を派遣し、継続的に活動できるよう、待機態勢の強化を図るほか、陸上自衛隊の中央即応集団の機能の充実を図る。国際平和協力活動にも資する装備品として、ヘリコプター搭載護衛艦(DDH)や輸送機(C-1)の後継機等を整備し、海上及び航空輸送力を強化するほか、既存の装備品等を国際平和協力活動にも対応し得るよう改修し、各種の任務の遂行に必要な機能の充実を図る。

また、施設・衛生等の機能や教育訓練体制の充実を図るため、国際平和協力活動にも資する装備品等を整備する。

#### (3)情報機能の強化

安全保障環境の変化に伴う情報のニーズに柔軟に対応できるよう、宇宙分野や無人機を含む新たな各種技術動向等を踏まえ、広域における総合的な警戒監視態勢の在り方について検討するとともに、情報収集施設・器材・装置等の整備、更新と能力向上に努める。また、情報部門の総合的な分析・評価能力等を強化するため、能力の高い要員を確保し、多様な分野に精通した情報の専門家を育成する。

自衛隊の海外派遣部隊等が円滑かつ安全に任務を行い得るよう地図・地誌の整備等を推進するなど、遠隔地での活動に対する情報支援を適切に行う体制を整備する。また、効果的かつ効率的な情報収集と要員の育成のため、関係国との情報協力・交流の拡大・強化に取り組む。

また、今後の航空偵察機能の在り方について、新たな戦闘 機等が保有する情報収集能力も踏まえて検討の上、必要な措 置を講ずる。

## (4) 科学技術の発展への対応

## (ア) 指揮通信能力等の強化

確実な指揮命令と迅速な情報共有に資するため、内外の 優れた情報通信技術に対応し、高度な指揮通信システムや 新野外通信システム等の情報通信ネットワークを整備す る。その際、前記1(3)に示すとおりサイバー攻撃対処 能力を強化する。

指揮通信能力の強化に加え、防衛分野での宇宙利用の促進にも資する高機能なXバンド衛星通信網を構築する。その際、民間企業の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用するなどして、我が国産業の振興にも資する効果的かつ効率的な事業形態を追求する。

### (イ) 研究開発の推進

現有の多用途へリコプター (UH-1J) の後継機として、新たな多用途へリコプターの開発に着手する。また、機動戦闘車及び新空対艦誘導弾の開発や中距離地対空誘導弾の改善、潜水艦の能力向上、将来レーダー等の新規技術及び各種既存装備品の能力向上に関する研究開発を推進する。また、戦闘機 (F-2) の後継機の取得を検討する所要の時期に、戦闘機の開発を選択肢として考慮できるよう、将来戦闘機のための戦略的検討を推進する。

研究開発を効果的かつ効率的に行うため、技術調査体制の強化を図りつつ、無人化・省人化を含む科学技術の動向等を踏まえ、中長期的な視点に立って優先整備すべき機能

を重点化するとともに、コスト分析、リスク評価等の事業 管理を的確に行う仕組みを整備する。また、国内研究機関 等との交流による産学官の優れた技術の積極的導入、米国 を始めとする諸外国との協力等を推進する。

#### (5) 衛生機能の強化

隊員の壮健性を維持し、国際平和協力活動等、多様な任務への対応能力を強化するため、自衛隊病院等を拠点化・高機能化し、統合後送体制、衛生資器材等を整備するとともに、海外派遣部隊等に対する医療支援機能を強化する。また、情報通信技術を活用し、メディカル・コントロール体制、病院・医務室間の情報ネットワーク等を整備する。また、医官教育の強化、看護師養成課程の4年制化、医療資格保有隊員への教育等を実施し、質の高い衛生要員の確保を図る。さらに、自衛隊病院等において質の高い医療サービスを提供する体制を整備し、地域医療にも貢献する。

#### 5 防衛力の能力発揮のための基盤

#### (1) 人的資源の効果的な活用

#### (ア) 人材の確保・育成等

引き続き進行する社会の少子化・高学歴化と自衛隊の任務の多様化・国際化、装備の高度化等に的確に対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図るとともに、訓練基盤の充実を図りつつ、必要な教育訓練を充実する。また、防衛大学校改革を着実に推進する。

#### (イ) 人事施策の見直しを含む人事制度改革

自衛隊が遂行すべき任務や体力、経験、技能等のバランスに留意しつつ士を増勢し、幹部及び准曹の構成比率を引き下げ、階級及び年齢構成の在り方を見直し、一層の精強性を実現する。このため、自衛官の定員及び現員について階級別定数管理等の基本原則を確立の上、体系的な管理を行うための制度を構築する。その上で、第一線部隊等に若年隊員を優先的に充当するとともに、その他の職務について最適化された給与等の処遇を適用する制度を設計・導入するなどの人事制度改革を実施し、人件費の追加的な負担を招かない範囲で所要の実員を確保する。また、幹部・准曹・士の各階層の活性化を図るための施策を検討し、導入するほか、退職自衛官を社会で有効活用するための措置を着実に行いつつ、公的部門での受入れを含む再就職援護や退職後の礼遇等に関する施策を推進し、これらと一体のものとして自衛官の早期退職制度等を検討し、導入する。

## (ウ) 後方業務の合理化・効率化の推進

自衛隊の駐屯地・基地業務等の後方業務について、民間 活力の有効活用等により業務の質の向上を図るとともに合 理化・効率化を推進し、人員の一層の合理化を進め、人件 費を抑制し、第一線部隊等を中心に必要な人員を確保す る。

## (エ) 防衛研究所の研究・教育機能の活用

防衛研究所の調査研究、教育及び国際交流について、内部部局及び各自衛隊のニーズに即したより組織的かつ効率的・効果的な運営を追求し、その安全保障及び戦史に係る研究・教育機能の活用を図る。

#### (2) 防衛生産・技術基盤の維持・育成

安全保障上の重要性等の観点から、国内に保持すべき重要な防衛生産・技術基盤を特定し、その分野の維持・育成を重点的に実施するとともに、実効性のある防衛力整備を効率的に実現するとの観点も踏まえ、防衛生産・技術基盤に関する

戦略を策定する。

- (3) 防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討 平和への貢献や国際的な協力において、自衛隊が携行する 重機等の装備品の活用や被災国等への装備品の供与を通じ て、より効果的な協力ができる機会が増加している。また、 国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を 実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流 になっている。このような大きな変化に対応するための方策 について検討する。
- (4)より一層の効果的かつ効率的な装備品等の取得の推進 より一層の効果的かつ効率的な装備品等の取得を推進する ため、装備品の性能、価格等の総合的な観点から、必要な装 備品等を適正な価格で調達するためコスト・マネジメントの 手法の確立及びそのための体制の充実、強化を図る。

また、民間活力を効果的に引き出す調達手法を導入すると ともに、短期集中調達・一括調達等効果的かつ効率的な装備 品等調達を行うため、契約に係る制度の改善に取り組む。

## (5)装備品等の運用基盤の充実

装備品等の運用に不可欠な燃料、部品等の確保に留意しつつ、装備品等の可動率をより低コストかつ高水準で維持できるよう、装備品等の維持整備について、国内外の先進的な事例も参考にして、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払う新たな契約方式(Performance Based Logistics)の導入を図るとともに、業務全体の質の維持向上及び効率化に向けた抜本的な取組等にも着手して運用基盤の充実を図る。

なお、こうした取組等を通じ、平成23年度から平成27年度までの各自衛隊の装備品等の維持整備等に係る経費の総額を、「Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業」に掲げる主要事業の整備が可能な水準にまで実質的に抑制するとともに、平成28年度以降の更なる経費の抑制につなげ、これにより、継続的かつ着実な防衛力整備を実現する。各自衛隊による経費抑制の実績については適時公表していくものとする。

## (6) 関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、 国民保護法制も踏まえた地方公共団体、地域社会との協力を 推進するほか、各種事態のシミュレーションや総合的な訓練・演習を平素から実施するなど、政府の意思決定及び対処 に係る機能・体制を検証し、法的側面を含めた必要な対応に ついて検討する。

また、防衛施設の効率的な維持及び整備を実施するとともに、関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。

# Ⅳ 日米安全保障体制の強化のための施策

1 戦略的な対話及び政策調整

日米間で安全保障環境の評価を行いつつ、共通の戦略目標及び役割・任務・能力に関する日米間の検討を引き続き行う。

- 2 日米防衛協力の強化
  - (1) 各種分野における協力の一層の推進

情報協力、計画検討作業の深化、周辺事態における協力を含む各種の運用協力、弾道ミサイル防衛における協力、装備・技術協力といった従来の分野における協力を進める。また、拡大抑止の信頼性向上、情報保全のための日米協議を実施する。さらに、地域における不測の事態に対する米軍の抑

止及び対処力の強化を目指し、日米協力の充実を図るための 措置を検討する。

#### (2) 日米防衛協力の深化

警戒監視活動における日米協力、日米二か国間、日米に他の一国を加えた三か国及び多国間の共同訓練の拡大、自衛隊施設と我が国及び米国に所在する米軍施設・区域の共同使用の拡大などによる平素からの各種協力の強化、国際平和協力業務、国際緊急援助活動、海賊対処行動等の地域及びグローバルな活動における日米協力の推進について日米間で協議を行い、日米協力の強化を図る。

さらに、宇宙、サイバー空間における対応、海上交通の安全確保、気候変動といったグローバルな課題についても、関係府省間で連携しつつ日米間で協議を行い、協力を進める。

3 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするとの観点から、 一層の効率化・透明化を図りつつ在日米軍駐留経費を安定的に 確保する。

## Ⅴ 整備規模

前記Ⅲに示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、 別表のとおりとする。

## VI 所要経費

- 1 この計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、下記3 の額を含め、平成22年度価格でおおむね23兆4,900億円程度を めどとする。
- 2 各年度の予算の編成に際しては、国の他の諸施策との調和を 図りつつ、一層の効率化・合理化に努め、おおむね23兆3,900 億円程度の枠内で決定するものとする。その際、「今後の防衛 力整備について」(昭和62年1月24日安全保障会議及び閣議決 定)に示された節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引 き続きこれを尊重するものとする。
- 3 将来における予見し難い事象への対応、地域及びグローバルな安全保障課題への対応等特に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承認を得て、上記2の額の他、1,000億円を限度として、これら事業の実施について措置することができる。
- 4 この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の動向、財政事情等内外諸情勢を勘案し、上記1に定める額の範囲内において、必要に応じ見直しを行う。

## VII その他

- 1 防衛力の在り方について不断の検討を行うため、自衛隊の装備及び人員の配置や運用状況に関する情報を集約の上これを評価する体制を整備するとともに、防衛力の整備に係る諸計画の策定を行う体制を整備する。
- 2 米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元の負担 軽減を図るための在日米軍の兵力態勢見直し等についての具体 的措置及びSACO (沖縄に関する特別行動委員会) 関連事業に ついては、着実に実施する。

#### 別表

区	分	種	類	整	備	規	模
陸上自衛	計隊	戦 車 火砲(迫撃砲を除 装 甲 車 地対艦誘導弾 戦闘ヘリコプター 輸送ヘリコプ空ラー 中距離地対空誘導	(AH-64D) (CH-47JA)			41	68 32 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
海上自衛	前隊	イージス・システム搭 護 衛 艦 潜 水 艦 名 の他 自衛艦建計 (トン翼哨式機 (P- 明戒へ輸送ヘリコプ 掃海・輸送ヘリコプ	-1) (SH-60K)	(	約5.	1万	235512106機機 25551206機機
航空自衛	<b>計隊</b>	地対空誘導弾ペトリ 戦闘機(F-15) 新戦闘機 新輸送機				1 個語	高射隊 16機 12機 10機

#### 資料9 内閣官房長官談話

(平成22年12月17日)

- 1 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「平成23年度 以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画 (平成23年度~平成27年度) について」を決定いたしました。
- 2 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」の見直しについては、 昨年12月に閣議決定された「平成22年度の防衛力整備等について」 にあるとおり、昨年9月の政権交代という歴史的転換を経て、政 府として十分な検討を行う必要があることから、平成22年中に結 論を得ることとしたところであります。
- 3 政府としては、安全保障会議の場における検討等の結果、我が 国を取り巻く安全保障課題や不安定要因が多様で複雑かつ重層的 なものとなっている新たな安全保障環境の下で、今後の我が国の 安全保障及び防衛力の在り方について、新たな指針を示すことが 必要であると判断し、今般、「平成23年度以降に係る防衛計画の 大綱」を策定いたしました。
- 4 この新「防衛大綱」においては、まず、我が国の安全保障と防 衛力を考えるに当たっての前提となる基本理念を明らかにしまし た。我が国の安全保障の目標については、第1として、我が国に 直接脅威が及ぶことを防止・排除し、もって我が国の平和と安全 及び国民の安心・安全を確保すること、第2として、アジア太平 洋地域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環 境の改善により脅威発生を予防し、もって自由で開かれた国際秩 序を維持強化して我が国の安全と繁栄を確保すること、第3とし て、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献すること の三つを掲げております。

これらの目標を達成するためには、我が国自身の努力、同盟国 との協力及び国際社会における多層的な安全保障協力を統合的に 組み合わせることが必要であるとしております。また、日本国憲 法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国と ならないとの基本理念に従い、文民統制を確保し、非核三原則を 守りつつ、節度ある防衛力を整備する、との我が国防衛の基本方 針を引き続き堅持するとともに、非伝統的安全保障問題への対応

を含む国際平和協力活動に積極的に取り組むこととしておりま す。

- 5 新たな安全保障環境の下、我が国としては、各種事態に的確に 対応するとともに、様々な安全保障課題に対し、同盟国等と協力 して積極的に取り組むことが重要になっております。我が国の安 全保障の目標を達成するための取組については、まず、我が国自 身の努力として、平素から国として総力を挙げて取り組むととも に、各種事態の発生に際しては、事態の推移に応じてシームレス に対応することとしております。具体的には、統合的かつ戦略的 な取組として、関係機関における情報収集・分析能力の向上、情 報保全体制の強化、内閣の迅速・的確な意思決定を挙げ、政府の 意思決定及び対処に係る機能・体制を検証し、必要な対応につい て検討すること、さらに、国家安全保障に関し内閣の組織・機 能・体制等を検証した上で、首相官邸に関係閣僚間の政策調整と 内閣総理大臣への助言等を行う組織を設置する方針を明らかにし ております。また、国際平和協力活動等に効率的かつ効果的に対 応することや国連平和維持活動の実態を踏まえ、PKO参加五原 則等我が国の参加の在り方を検討することを挙げております。
- 6 安全保障の最終的担保である我が国の防衛力については、安全 保障環境の変化に対応して、防衛力の存在自体による抑止効果を 重視した、従来の「基盤的防衛力構想」によることなく、「動的 防衛力」を構築することを明らかにしており、これは今回の新「防 衛大綱」の大きな特色の一つとなっております。

新たな安全保障環境のすう勢の下、今後の防衛力については、 各種事態に対し実効的な抑止と対処を可能とし、アジア太平洋地 域の安全保障環境の一層の安定化とグローバルな安全保障環境の 改善のための活動を能動的に行い得る動的なものとしていくこと が必要であります。このため、即応性、機動性、柔軟性、持続性 及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術 力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築することとしており ます。

一層厳しさを増す安全保障環境に対応するには、適切な規模の 防衛力を着実に整備することが必要です。その際、厳しい財政事 情を踏まえ、本格的な侵略事態への備えとして保持してきた装 備・要員を始めとして自衛隊全体にわたる装備・人員・編成・配 置等の抜本的見直しによる思い切った効率化・合理化を行った上 で、真に必要な機能に資源を選択的に集中して防衛力の構造的な 変革を図ることとしております。また、人事制度の抜本的見直し により、人件費の抑制・効率化とともに若年化による精強性の向 上等を推進し、人件費の比率が高く、自衛隊の活動経費を圧迫し ている防衛予算の構造の改善を図ることとしております。

7 次に、同盟国との協力について、我が国は、これまで、基本的 な価値を共有する超大国である米国と日米安全保障体制を中核と する日米同盟を維持しておりますが、その意義を踏まえ、日米同 盟を新たな安全保障環境にふさわしい形で深化・発展させていく こととしております。このため、共通の戦略目標や役割・任務・ 能力に関する戦略的な対話等に取り組むとともに、情報協力、計 画検討作業等の従来の分野における協力や拡大抑止の信頼性向上 のための協議等を推進し、さらに、日米協力の充実を図るための 措置を検討するとしております。これに加え、共同訓練、施設の 共同使用等の平素からの各種協力の強化を図るとともに、宇宙、 サイバー空間における対応といった新たな分野を含め、地域的及 びグローバルな協力を推進するとしています。

こうした取組と同時に、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を 始めとする地元の負担軽減を図るため、在日米軍の兵力態勢の見 直し等についての具体的措置を着実に実施し、また、接受国支援を始めとする在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組を積極的に推進するとしております。

- 8 さらに、国際社会における多層的な安全保障協力として、二国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化することが、日米同盟ともあいまって、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化に効果的に取り組む上で不可欠であるという考え方を明らかにしております。その上で、米国の同盟国である韓国及びオーストラリアとの協力、海上交通の安全確保等に共通の利害を有するインド等との協力、中国やロシアとの安全保障対話・交流等を通じた信頼関係増進等の具体的な取組の方向性を示しております。また、国際社会の一員として、政府開発援助(ODA)の戦略的な活用や国際平和協力活動への積極的取組を掲げるとともに、欧州連合、北大西洋条約機構等とも協力関係の強化を図ることとしております。
- 9 今後の防衛力の在り方については、動的防衛力という考え方の下、防衛力が果たすべき役割として、実効的な抑止及び対処、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善を挙げております。このうち、実効的な抑止及び対処については、周辺海空域の安全確保やサイバー攻撃への対応を新たな役割として位置付けたほか、引き続き島嶼部に対する攻撃や弾道ミサイル攻撃に対応することとしております。また、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化については、我が国周辺における常時継続的な警戒監視活動等の適時適切な実施、防衛協力・交流等の多層的な推進、非伝統的安全保障分野における実際的な協力の推進等を掲げております。さらに、グローバルな安全保障環境の改善については、国際平和協力活動に引き続き積極的に取り組むとともに、軍備管理・軍縮や不拡散等のほか、国際テロ対策等のための取組を推進することとしております。

これらの役割を実効的に果たすため、自衛隊は、即応態勢、統 合運用態勢及び国際平和協力活動の態勢を重視することとしてお ります。

- 10 次に、自衛隊の体制整備に当たっては、動的防衛力を効果的・ 効率的に構築する観点から、冷戦型の装備・編成を縮減するとと もに、南西地域も含め、警戒監視、洋上哨戒、防空、弾道ミサイ ル対処等の機能を重点的に整備し、防衛態勢の充実を図ることと しております。さらに、縦割りを排除し各自衛隊に係る予算配分 についても、安全保障環境の変化に応じ、総合的な見地から思い 切った見直しを行うとしております。こうした言わばメリハリ付 けも、新「防衛大綱」の特色となっております。
- 11 防衛力がその能力を十全に発揮できるためには、物的な基盤とともに人的な基盤を充実させることが重要となります。このような観点から、自衛隊の人員規模及び人員構成を適切に管理し、精強性を確保することとし、幹部及び准曹の構成比率の引下げ、階級や年齢構成の在り方の見直し等人事制度改革の実施について、踏み込んだ方針を明示したことも、新「防衛大綱」の特色であります。そのほか、契約制度や調達方式の改善による装備品取得の一層の効率化、防衛生産・技術基盤の維持・育成のための中長期的な戦略の策定、防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討等を明らかにしております。

なお、武器輸出三原則等については、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、政府としては、この基本理念は引き続き堅持します。

12 新「防衛大綱」における防衛力の目標水準の達成時期について

- は、現大綱と同様におおむね10年後までを念頭に置くこととしま した。また、情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点にお ける安全保障環境等を勘案して検討を行い、必要な見直しを行う ことを明らかにするとともに、この見直しに資するため防衛力に ついて不断の検討を行うこととしています。
- 13 新「中期防」は、新「防衛大綱」に定める我が国が保有すべき
  防衛力の水準を達成するために策定したものであります。動的防
  衛力を構築するため、5年間で達成すべき計画として、各自衛隊
  の基幹部隊の見直しや計画期間末の自衛官の定数について明らか
  にするとともに、自衛隊の能力等に関する主要事業を掲げており
  ます。また、日米安保体制強化のための施策についても明らかに
  しており、このうち、在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的に確
  保するための取組については、在日米軍駐留経費負担を今後5年
  間、一層効率的かつ計画的な執行を行うことを前提に、平成22年
  度予算額(1,881億円)の水準をおおむね維持することとします。
  計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、将来における
  予見し難い事象への対応等に安全保障会議の承認を得て措置する
  ことができる額を含め、平成22年度価格でおおむね23兆4千9百億円程度をめどとしております。
- 14 政府は、今回の決定を国会に御報告いたします。 国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する 次第であります。

資料10

「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画 (平成23年度~平成27年度)」の 決定について (防衛大臣談話)

(平成22年12月17日)

### 1 はじめに

本日、安全保障会議及び閣議において、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画(平成23年度~平成27年度)について」が決定されました。

現「防衛大綱」は、策定から5年後に必要な修正を行うこととされていましたが、昨年9月の政権交代という歴史的転換を経て、防衛大綱の見直しという国家の安全保障にかかわる重要課題は、新しい政府として十分な検討を行う必要があることから、昨年12月の閣議において平成22年中に結論を得ることとしたものです。

防衛省としても、この閣議決定を受け、精力的な検討を行って きたところであり、本年9月からは、安全保障会議や関係閣僚の 間で、総合的な観点からの検討が行われてまいりました。これら の検討を経て、本日、新たな防衛大綱と中期防衛力整備計画の決 定に至ったものであります。

### 2 新たな防衛力の構想

新「防衛大綱」では、実効的な抑止及び対処、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化、グローバルな安全保障環境の改善を防衛力の役割としています。そして、これら三つの役割を果たすため、防衛力の存在自体による抑止効果を重視した、従来の「基盤的防衛力構想」によることなく、「動的防衛力」を構築することとしています。その内容は次の通りです。

#### (1) 基本的考え方

我が国はこれまで、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」の有効な部分を継承することとした現「防衛大綱」に従って、防衛力を整備してき

ました。この「基盤的防衛力構想」は、東西両陣営の対峙が国際関係の基本構造をなし、また、自衛隊の海外派遣が想定されなかった時代に案出されたものですが、我が国が置かれている 状況は、当時から大きく変化しています。

現在の世界における多くの安全保障問題は地理的な境界を超えて広がるため、平素からの各国の連携・協力が重要となっています。この中で軍事力の役割は一層多様化し、人道支援・災害救援、平和維持、海賊対処等平素から常時継続的に軍事力を運用することが一般化しつつあります。自衛隊も、これまで国際平和協力活動を数多く実施してきており、自衛隊の海外での活動は日常化しております。

一方、我が国周辺においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多くの国が軍事力を近代化し、また各種の活動を活発化させています。このような我が国周辺のすう勢下においては、防衛力の存在自体によって相手を抑止する、いわば静的な抑止のみならず、平素から各種の活動を適時・適切に行うことによって国家の意思や高い防衛能力を示す、いわば動的な抑止が重要となります。

このような状況を踏まえれば、新「防衛大綱」に定められた 三つの役割を効果的に果たすための各種の活動を通じて、我が 国の主権、平和と安全及び繁栄を確保することが重要になって きているといえます。このため、新「防衛大綱」では、防衛力 の「運用」に焦点を当てた「動的防衛力」を構築することとし、 装備の量と質の確保のみならず、自衛隊の活動量を増していく ことを主眼としています。この考え方の下、防衛力の適切な整 備、維持及び運用を行ってまいります。

その際、日本国憲法の下、従来からの防衛の基本方針は堅持するとともに、東西冷戦のような対立構造を前提とする、いわゆる脅威対抗のような考え方には立たず、我が国が置かれた安全保障環境において重視すべき事態への実効的な対応態勢を確保してまいります。

## (2) 保有すべき防衛力の特性等

今後構築すべき動的防衛力は、即応性、機動性、柔軟性、持 続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度 な技術力と情報能力に支えられたものとします。その際、優先 して整備すべき機能・能力へ資源を適切に配分するほか、装備 品等の維持整備を効果的かつ効率的に行い、その可動率を高い 水準で維持するとともに、要員の練度を向上させるなど防衛力 の運用に不可欠な基盤の充実も図ってまいります。

また、日頃の訓練や演習、シミュレーション等を通じて、防衛力の運用に関する計画・体制・制度を点検するとともに、関係機関や地方公共団体等との連携を強化し、必要な措置を講じてまいります。

### (3)動的防衛力の運用

新たな防衛力構想の下、以下の3点を重視して、防衛力を運用することといたします。

第一に、情報収集・警戒監視・偵察活動等の平素の活動の常 時継続的かつ戦略的な実施です。我が国周辺で軍や関係機関に よる活動が活発化する中、こうした活動は、我が国周辺の環境 が望ましくないものへ変化することの防止にも寄与するものに なります。

第二に、各種の事態への迅速かつシームレスな対応です。軍事科学技術等の進展に伴い、兆候が現れてから事態が発生するまでの間は短縮化する傾向にあることなどから、国内外における突発的な事態に適切に対応することが重要となっています。

第三に、諸外国との協調的活動の多層的な推進です。これは、多様化・複雑化する安全保障上の課題や不安定要因への対応に不可欠であり、また、諸外国との協調的関係の発展や我が国の国際社会における存在感の高まりにも寄与するものです。

#### 3 日米同盟の深化・発展

我が国の平和と安全を確保するため、今後とも日米同盟が不可 欠であることに変わりはありません。加えて、今日では、日米同 盟は、地域の国々に大きな安心をもたらす存在ともなっていま す。さらに、日米同盟に基礎を置く両国の緊密な関係は、政治、 経済、社会等の幅広い分野における日米の包括的・総合的な友好 協力関係の基盤となっており、また、安全保障に関する多国間対 話の推進や国際社会の取組を効果的に進める上でも重要です。こ のように日米同盟は、我が国の、地域の、そしてグローバルな安 全保障にとって重要な役割を担っています。そのため、我が国自 身の防衛力の三つの役割と相乗効果を発揮するように、自衛隊と 米軍との一層緊密な連携を実現し、新たな安全保障環境にふさわ しい形で日米同盟を深化・発展させてまいります。

今後の日米防衛協力においては、日米両国が事態の推移に応じてシームレスに連携・協力できる態勢の強化や自衛隊と米軍の相互運用性を向上させることにより、日米両国の意思や高い防衛能力を示すことが重要です。このため、共同訓練及び施設の共同使用の拡大や装備技術協力の更なる進展といった、平素の日米共同の活動の活発化に努めてまいります。また、地域的課題やグローバルな課題の解決にも我が国が積極的な役割を果たすことができるよう、協力を強化してまいります。

## 4 国際社会の責任ある一員としての努力

## (1) アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化

アジア太平洋地域においては、多国間の枠組等を活用して域内の規範構築や具体的な問題の解決に向けた協力を目指す動きが進んでいます。防衛省・自衛隊としても、このような動向の中で適切な役割を果たすことが重要であると認識しております。このため、非伝統的安全保障分野を中心に、地雷・不発弾処理等を含む自衛隊が有する能力を活用し、実際的な協力を推進するとともに、域内協力枠組の構築・強化や域内諸国の能力構築支援等に取り組んでまいります。また、これらの取組に当たっては、二国間・多国間の国際協力を多層的に組み合わせ、特に、韓国やオーストラリア等我が国と基本的な価値観や利益を共有し得る国との協力関係を一層強化するとともに、米国を含めた三国間の協力等も推進してまいります。こうした多層的な協調的活動を通じ、地域の一層の安定化に努力してまいります。

## (2) グローバルな安全保障環境の改善

国際社会の平和と安定は、我が国の平和と安全と不可分となっており、かかる認識の下、国際社会の責任ある一員として、平和構築や停戦監視を含む国際平和協力活動にさらに主体的、積極的かつ戦略的に取り組むとともに、自衛隊の保有する能力を活かし、国際テロ対策、海上交通の安全確保や海洋秩序の維持、破綻国家等の能力構築支援等に取り組んでまいります。その際、効果的・効率的な活動を行う観点から、施設、衛生、輸送等ニーズの高い分野を中心とする活動基盤の強化を図ってまいります。

また、大量破壊兵器や弾道ミサイル等の運搬手段の拡散は、 引き続き我が国を含む国際社会にとっての差し迫った課題で す。このほか、各国の経済活動や軍事活動が海洋、宇宙、サイ バー空間の利用に依存を深める中、新「防衛大綱」では、それ らの安定的利用の維持・強化を図ることとしております。これらの国際社会の課題に対応するための様々な国際協力に積極的に取り組んでまいります。

さらに、近年、国際的な安全保障に多大な影響を与えかねない問題が新たに注目されており、防衛省としても、気候変動や 資源の制約が安全保障環境や作戦環境に及ぼす影響について検 討を行い、必要な措置を講じてまいります。

## 5 防衛装備品をめぐる諸課題への対応

安全保障上の重要性等の観点から、国内に保持すべき重要な防衛生産・技術基盤の維持・育成を重点的に実施するとともに、実効性ある防衛力整備を効率的に実施するとの観点も踏まえ、防衛生産・技術基盤に関する戦略を策定します。

また、自衛隊が携行する重機等の装備品の活用や被災国等への装備品の供与等を、より迅速かつ柔軟に行うことで、平和維持・平和構築、人道支援・災害救援等の平和への貢献や国際的な協力をより効果的に行える機会が増加しています。さらに、装備品の技術が高度化し、開発費用が高騰する中、特に先端装備品の開発・生産における各国の連携が顕著であり、国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっています。防衛省としても、このような大きな変化に対応するための方策について検討してまいります。

#### 6 今後の防衛力整備

防衛省としては、新「防衛大綱」に従い、動的防衛力を構築するため、新「中期防」に基づいて防衛力を整備してまいります。その際、南西地域も含む防衛態勢の充実に向け、機動力の向上等優先整備すべき機能を重点化し選択的に資源を集中する一方、戦車・火砲を縮減するなど効率化・合理化を徹底し、従前の例にとらわれず縦割りを排除した横断的な視点に立って、メリハリのある防衛力整備を進めてまいります。

特に、動的防衛力の強化に資するため、島嶼部への攻撃に対する対応や周辺海空域の安全確保、さらには各種の事態が複合して発生した場合への対応においても、各自衛隊が一体となって有機

的に対処し、国民の安全を確保できる体制を構築します。このため、統合的な観点から、各自衛隊における機動力、輸送能力及び 実効的な対処能力の向上や、部隊の在り方について検討します。 また、統合幕僚監部の機能強化をはじめとする指揮統制機能の向上についても検討します。検討に際しては、各自衛隊に横断的な 機能の整理等を行い、実効的かつ効率的な体制を構築してまいります。

さらに、人事制度改革や装備品等の取得改革を推進するととも に、装備品の維持整備をはじめとする後方事業を重視してまいり ます。

これらの取組により、防衛力の構造的な変革を図り、限られた 資源でより多くの成果を達成しつつ、防衛力の精強性・実効性の 向上に努めてまいります。

なお、これらの課題への対応は、動的防衛力を強化し、新たな時代の防衛力を構築していく上で不可欠なものであり、こうした改革を総合的かつ集中的に推進するための体制を整備した上で、省を挙げて精力的に検討を行っていくこととしています。

新「中期防」に定める計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、将来における予見し難い事象への対応等に措置できる額を含め、23兆4千9百億円をめどとしており、平成22年度予算と比較した場合の平均伸率は0.1%増であります。厳しい財政事情の中にあっても、必要な経費はぎりぎり確保できたものと考えており、動的防衛力の構築に向け、防衛力整備を着実に進めてまいる所存です。

#### 7 おわりに

国の防衛は、国家の最も基本的な施策であるとともに、国民一人ひとりによって支えられているものであり、自衛隊の活動も国民や社会の支援なくしては成り立ち得ません。防衛省としては、この新「防衛大綱」の下、国民各位の理解を得つつ、その期待と信頼に応え得るよう、全力を尽くしてまいる所存です。国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次第であります。

## 資料11 平成24年度主要装備品などの整備の内訳

(単位:百万円)

		—————————————————————————————————————	23年度			24年度	
		<u>ν</u>	調達数量	調達数量	総額	平成24年度の予算額	後年度負担額
	陸	多用途へリコプター(UH-60JA)	2機	1 機	3, 653	272	3, 381
	N.T.	輸送へリコプター(CHー47JA)	1 機	2機	10, 547	_	10, 547
	_	戦闘へリコプター(AHー64D)	1 機	1機	5, 212	_	5, 212
	自	練習ヘリコプター (TH-480B)	28機	_	_	_	_
		固定翼哨戒機(P-1)	3機	_	_	_	_
		哨戒ヘリコプター(SH-60K)	3機	4機	22, 868	115	22, 753
航	海	掃海・輸送へリコプター(MCH-101)	2機	1機	6, 137	23	6, 114
		初等練習機(T-5)	5機	4機	946	_	946
	自	練習へリコプター(TH-135)	2機	_	_	_	_
空		固定翼哨戒機(P-3C)の機齢延伸	(1機)	_	_	_	_
		哨戒ヘリコプター(SH-60J)の機齢延伸	(2機)	(2機)	988	_	988
		次期戦闘機(F-35A)	_	4機	39, 548	1, 619	37, 929
機		戦闘機(F-15)近代化改修	(8機)	(2機)	2, 939	16	2, 923
	空	戦闘機(F-15)自己防御能力の向上	(2機)	(1機)	2, 445	_	2, 445
	_	戦闘機(F-2)空対空戦闘能力の向上	(3機)	(12機) (一)	4, 110	_	4, 110
	自	戦闘機(F-2)へのJDAM機能の付加	(12機)	(20機)	2, 759	123	2, 636
		輸送機 (C-2)	2機	2機	32, 853	894	31, 959
		救難へリコプター(UH-60J)	3機	_	_	_	_
		護衛艦(DDH)	_	1隻	115, 507	281	115, 225
艦	· <u>~</u>	潜水艦(SS)	1 隻	1隻	54, 702	67	54, 634
/2	海	掃海艇(MSC)	1隻	_	_	_	_
60	自	支援船	2隻	4隻	386	220	166
船		はつゆき型護衛艦の艦齢延伸	(1隻) (一)	(一) (1 隻)	750	35	716

		. П. Д.	23年度			24年度	
		分	調達数量	調達数量	総額	平成24年度の予算額	後年度負担額
		あさぎり型護衛艦の艦齢延伸	(1隻) (3隻)	(2隻) (2隻)	3, 834	44	3, 790
艦	海	あぶくま型護衛艦の艦齢延伸	_	(一) (2隻)	537	_	537
		はたかぜ型護衛艦の艦齢延伸	_	(一) (1 隻)	807	_	807
船	自	とわだ型補給艦の艦齢延伸	(1隻)	_	_	_	_
		むらさめ型護衛艦等の短SAMシステムの機能向上	_	(1隻)	56	56	_
		エアクッション艇の艦齢延伸に係る措置	(一) (1式)	(一) (1式)	23	1	22
		03式中距離地対空誘導弾	1 個中隊	1個中隊	16, 743	_	16, 743
	陸	11式短距離地対空誘導弾	3式	1 式	4, 793	_	4, 793
誘	_	96式多目的誘導弾システム	1セット	3セット	3, 984	_	3, 984
導	自	中距離多目的誘導弾	12セット	11セット	5, 290	_	5, 290
~3		12式地対艦誘導弾	_	2式	4, 259	0	4, 259
弾	空	地対空誘導弾 (ペトリオット (PAC – 3 ミサイルを除く))	91億円		11, 058	12	11, 046
		ペトリオット・システムの改修	_	(3式)	34, 531	20	34, 511
	н	基地防空用地対空誘導弾	1式	2式	5, 825	_	5, 825
		9mm拳銃	137丁	90丁	22	_	22
		89式小銃	10,033丁	9, 513丁	2, 749	_	2, 749
		対人狙撃銃	91丁	49丁	31	_	31
火		5. 56mm機関銃MINIMI	212丁	200丁	403	_	403
0.0		12. 7mm重機関銃	113丁	113丁	644	_	644
器	陸	84mm無反動砲(B)	_	3門	30	_	30
•		81mm迫擊砲L16	1門	6門	63	_	63
車	自自	120mm迫擊砲RT	1門	3門	114	-	114
早		99式自走155mmりゅう弾砲	6両	6両	5, 785	_	5, 785
両		10式戦車	13両	13両	13, 176	_	13, 176
等		軽装甲機動車	56両	49両	1, 516	-	1, 516
寺		96式装輪装甲車	11両	13両	1, 606	_	1, 606
		87式偵察警戒車	1両	1 両	312	_	312
		車両、通信器材、施設器材等	650億円		64, 501	4, 217	60, 284
	空自		9両	2両	69	0	69
		イージス艦の能力向上	_	(2隻)	35, 980	1, 022	34, 958
BMD	空自	ベトリオット・システムの改修	(1式) (定修1式)	_	_	_	_

- (注) 1 23年度の調達数量は、当初予算の数量を示す。
  - 2 金額は、装備品等の製造等に要する初度費を除く金額を表示している。
  - 3 調達数量:24年度に新たに契約する数量。(取得までに要する期間は装備品によって異なり、2年から5年の間)
  - 4 調達数量欄の()は、既就役装備品の改善に係る数量を示す。
  - 5 F-2空対空戦闘能力の向上の調達数量については、上段が既就役装備品の改修役務の数量を、下段が能力向上の装備品の数量を示す。ま た、艦齢延伸に係る措置の調達数量については、上段が艦齢延伸工事の隻数を、下段が艦齢延伸に伴う部品の調達数量を示す。
  - 6 基地防空用の地対空誘導弾の24年度調達数量については、教育用に供するための試作機の量産化改修1式を含む。
  - 定修:定期修理用予備器材
  - 8 計数は四捨五入によっており計と符合しないことがある。

#### 資料12 戦車、主要火器などの保有数・性能諸元

保有数 (2012.3.31現在)

種 類	無反動砲	迫擊砲	野戦砲	ロケット弾発射機等	高射機関砲	戦 車	装甲車
保 有 概 数	2, 710	1, 900	520	980	50	760	980

(注) 戦車、装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

## 性能諸元

種類	品目	火器	総重量 (トン)	最高速度 (km時)	乗員又は 操作人員(人)
戦車	10式戦車	120mm戦車砲	約44	70	3
***	90式戦車	120mm戦車砲	約50	70	3
	96式装輪装甲車	12.7mm重機関銃又は自動てき弾銃	約15	100	10
装甲車	89式装甲戦闘車	35mm機関砲	約27	70	10
表中早	82式指揮通信車	12.7mm重機関銃	約14	100	8
	87式偵察警戒車	25mm機関砲	約15	100	5
	155mmりゅう弾砲FH70	155mmりゅう弾砲	約9.6	16	9
野戦砲	99式自走155mmりゅう弾砲	"	約40	49	4
	203mm自走りゅう弾砲	203mmりゅう弾砲	約28	54	5
高射機関砲	87式自走高射機関砲	35mm高射機関砲	約38	53	3

(注) 155mmりゅう弾砲FH70の重量は補助動力装置を含み、最高速度は補助動力装置使用時。

	_								
所属	形式	機種	用途	保有数 (機)	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)	エンジン
	固定翼	LR-1	連絡偵察	3	290	2(5)	10	12	ターボプロップ、双発
	異	LR-2	連絡偵察	7	300	2(8)	14	18	ターボプロップ、双発
陸		AH-1S	対戦車	73	120	2	14	3	ターボシャフト
上	回	OH-6D	観測	90	140	1 (3)	7	2	ターボシャフト
自		OH- 1	観測	34	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
衛	転	UH-1H/J	多用途	145	120	2(11)	12/13	3	ターボシャフト
隊		CH-47J/JA	輸送	55	150/140	3 (55)	16	4/5	ターボシャフト、双発
	翼	UH-60JA	多用途	31	150	2(12)	16	3	ターボシャフト、双発
		AH-64D	戦闘	10	150	2	18	6	ターボシャフト、双発
海	固定翼	P-3C	哨戒	78	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
上		SH-60J	哨戒	49	150	3	15	3	ターボシャフト、双発
海上自衛隊	回	SH-60K	哨戒	37	140	4	16	3	ターボシャフト、双発
隊	転	MH-53E	掃海・輸送	7	150	7	22	6	ターボシャフト、3発
	翼	MCH-101	掃海・輸送	5	150	4	23	19	ターボシャフト、3発
		F-15J/DJ	戦闘	201	2.5マッハ	1/2	19	13	ターボファン、双発
		F-4EJ	戦闘	63	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
航	固	F-2A/B	戦闘	97	2マッハ	1/2	16	11	ターボファン、単発
7370		RF-4E/EJ	偵察	13	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
空	定	C-1	輸送	26	440	5 (60)	29	31	ターボファン、双発
自		C-130H	輸送	15	340	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
		KC-767	空中給油・輸送	4	460	4~8(200)	49	48	ターボファン、双発
衛	翼	KC-130H	空中給油機能付加	1	340	6 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
隊		E-2C	早期警戒	13	330	5	18	25	ターボプロップ、双発
DSK		E-767	早期警戒管制	4	450	20	49	48	ターボファン、双発
	回転翼	CH-47J	輸送	15	150	3 (55)	16	4	ターボシャフト、双発

- (注) 1 保有数は、2012.3.31現在の国有財産台帳数値である。
  - 2 乗員の項で()内の数値は、輸送人員を示す。
  - 3 F-4EJには、F-4EJ改56機を含む。

# 資料14 主要艦艇の就役数・性能諸元

就役数 (2012. 3. 31現在)

	区分		数(隻)	基準排水量(千トン)	
護	衛艦		48	222	
潜	潜水艦		16	45	
機	雷	艦	艇	29	27
哨	戒	艦	艇	6	1
輸	送	艦	艇	13	29
補	助	艦	艇	31	126
	計			143	451

(注) 数字は四捨五入によっているので計と符号しないことがある。

# 性能諸元

種	別	型別	基準排水量 (トン)	最大速力 (ノット)	主	要	備
		こんごう型	7, 250	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2	イージス装置一式 VLS装置一式	SSM装置一式 短魚雷発射管×2
		あたご型	7, 750	30	5 インチ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2	イージス装置一式 VLS装置一式	SSM装置一式 短魚雷発射管×2
護循	護衛艦 しら ひゅう		5, 200	32 (31)	5 インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2	短SAM装置×1 アスロック装置×1	短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×3
			13, 950	30	高性能20ミリ機関砲×2	VLS装置一式	短魚雷発射管哨戒 ヘリコプター×3
	はたかぜ型 4,600 (4,650) 30 5インチ砲×2 ターター装置×1 高性能20ミリ機関砲×2 SSM装置一式				アスロック装置×1 短魚雷発射管×2		

種	別	型別	基準排水量(トン)	最大速力 (ノット)	主	要    装	備
		たかなみ型	4, 650	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2	VLS装置一式 SSM装置一式	短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	むらさめ型     4,550     30       護衛艦     あさぎり型     3,500 (3,550)     30		76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2	VLS装置一式 SSM装置一式	短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1		
護衛				30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式	SSM装置一式 アスロック装置一式	短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
		はつゆき型	2, 950 (3, 050)	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式	SSM装置一式 アスロック装置一式	短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
		あぶくま型	2, 000	27	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×1	SSM装置一式 アスロック装置一式	短魚雷発射管×2
潜水	ήБ/-	おやしお型	2, 750	20	水中発射管一式		
一	. 別益	そうりゅう型	2, 950	20	水中発射管一式		
		やえやま型	1, 000	14	20ミリ機関砲×1	深深度掃海具一式	
掃海	艇	すがしま型	510	14	20ミリ機関砲×1	掃海装置一式	
		ひらしま型	570	14	20ミリ機関砲×1	掃海装置一式	
ミサイ	ル艇	はやぶさ型	200	44	76ミリ砲×1	SSM装置一式	
輸送	艦	おおすみ型	8, 900	22	高性能20ミリ機関砲×2	輸送用エアクッション艇×2	

(注)() 内は、一部の艦艇についての性能諸元を示す。

# 資料15 誘導弾の性能諸元

(2012.3.31現在)

用 途	名称	所属	重量(kg)	全長 (m)	直径(cm)	誘 導 方 式
対 弾 道 弾	ペトリオット(PAC-3)	空	約 300	約 5.2	約 26	プログラム+指令+ レーダー・ホーミング
A) IF IE IF	SM-3	海	約1,500	約 6.6	約 35	指令+赤外線画像ホーミング
	ペトリオット(PAC-2)	空	約1,000	約 5.0	約 41	プログラム+指令+TVM
	改良ホーク		約 640	約 5.0	約 36	レーダー・ホーミング
	03式中距離地対空誘導弾(中SAM)	· 陸	約 570	約 4.9	約 32	レーダー・ホーミング
	81式短距離地対空誘導弾(改) (SAM-1C)		約 100	約2.7/2.9	約 16	画像+赤外線ホーミング レーダー・ホーミング
	81式短距離地対空誘導弾 (SAM-1)		約 100	約 2.7	約 16	赤外線ホーミング
	91式携帯地対空誘導弾(SAM-2)	陸空	約 12	約 1.4	約 8	画像+赤外線ホーミング
対	91式携帯地対空誘導弾(B) (SAM-2B)		約 13	約 1.5	約 8	赤外線画像ホーミング
	93式近距離地対空誘導弾 (SAM-3)	陸	約 12	約 1.4	約 8	画像+赤外線ホーミング
航	スタンダード(SM-1)		約 630	約 4.5	約 34	レーダー・ホーミング
空	スタンダード (SM-2)	       海	約 710	約 4.7	約 34	指令+レーダー・ホーミング
1284	シースパロー (RIM-7F/M)	/##	約 230	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
機	シースパロー (RIM-162)		約 300	約 3.8	約 25	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	スパロー (AIMー7E/F/M)		約 230	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
	サイドワインダー(AIM-9L)		約 89	約 2.9	約 13	赤外線ホーミング
	90式空対空誘導弾(AAM-3)	空	約 91	約 3.0	約 13	赤外線ホーミング
	99式空対空誘導弾(AAM-4)		約 220	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
	04式空対空誘導弾(AAM-5)		約 95	約 3.1	約 13	赤外線ホーミング

用途	名 称	所属	重量(kg)	全長 (m)	直径(cm)	誘 導 方 式
	88式地対艦誘導弾(SSM-1)	陸	約 660	約 5.1	約 35	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	ハープーン (SSM)	海	約 680	約 4.6	約 34	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
4.1	ハープーン (USM)		約 680	約 4.6	約 34	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
対	ハープーン (ASM)		約 520	約 3.9	約 34	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
艦	90式艦対艦誘導弾(SSM-1B)		約 660	約 5.1	約 35	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
船	91式空対艦誘導弾(ASM-1C)		約 510	約 4.0	約 35	慣性誘導+   レーダー・ホーミング
7314	80式空対艦誘導弾(ASM-1)	空	約 600	約 4.0	約 35	慣性誘導+ レーダー・ホーミング
	93式空対艦誘導弾(ASM-2)		約 530	約 4.0	約 35	慣性誘導+ 赤外線画像ホーミング
	93式空対艦誘導弾(ASM-2B)		約 530	約 4.0	約 35	慣性誘導+ 赤外線画像ホーミング+GPS
	87式対戦車誘導弾		約 12	約 1.1	約 11	レーザー・ホーミング
対 戦 車	01式軽対戦車誘導弾	陸	約 11	約 0.9	約 12	赤外線画像ホーミング
	TOW		約 18	約 1.2	約 15	赤外線半自動有線誘導
	79式対舟艇対戦車誘導弾		約 33	約 1.6	約 15	赤外線半自動有線誘導
対舟艇対戦車	96式多目的誘導弾システム(MPMS)	陸	約 59	約 2.0	約 16	慣性誘導+赤外線画像 光ファイバTVM
N 可贬 N 联	中距離多目的誘導弾		約 26	約 1.4	約 14	赤外線画像ホーミング レーザー・ホーミング
	ヘルファイア	海	約 48	約 1.6	約 18	レーザー・ホーミング

# 資料16 防衛関係費(当初予算)の推移

(単位:億円、%)

	_										
	区分	GNP・GDP (当初見通し)	一般会計	対前年度	一 般 出	対前年度	防衛関係費	対前年度	防衛関係費 の 対 GNP・GDP 比	防衛関係費 の 対 一般会計 歳 出 比	防衛関係費 の 対 一般歳出 比
年度		(A)	(B)	伸 び 率	(C)	伸 び 率	(D)	伸 び 率	(D/A)	(D/B)	(D/C)
昭30	(55)	75, 590	9, 915	△ 0. 8	8, 107	△ 2. 8	1, 349	△ 3. 3	1. 78	13. 61	16. 6
40	(65)	281, 600	36, 581	12. 4	29, 198	12. 8	3, 014	9. 6	1.07	8. 24	10. 3
50	(75)	1, 585, 000	212, 888	24. 5	158, 408	23. 2	13, 273	21. 4	0. 84	6. 23	8. 4
60	(85)	3, 146, 000	524, 996	3. 7	325, 854	△ 0. 0	31, 371	6. 9	0. 997	5. 98	9. 6
平7	(95)	4, 928, 000	709, 871	△ 2. 9	421, 417	3. 1	47, 236	0. 86	0. 959	6. 65	11. 2
17	(05)	5, 115, 000	821, 829	0. 1	472, 829	△ 0. 7	48, 301	△1.0	0. 944	5. 88	10. 2
17	(00)	3, 113, 000	021, 029	0. 1	472, 029	△ 0. 7	48, 564	△1.0	0. 949	5. 91	10. 3
18	(06)	5, 139, 000	796, 860	△ 3. 0	463, 660	△ 1. 9	47, 906	△ 0.8	0. 932	6. 01	10. 3
10	(00)	5, 105, 000	730,000	△ 0. 0	403, 000	△ 1. 3	48, 139	△ 0. 9	0. 937	6. 04	10. 4
10	(07)	5, 219, 000	829, 088	4. 0	469, 784	1.3	47, 818	△ 0. 2	0. 916	5. 77	10. 2
13	(01)	5, 213, 000	020, 000	4.0	400, 704	1.0	48, 016	△ 0. 3	0. 916	5. 79	10. 2
20	(08)	5, 269, 000	830, 613	0. 2	472, 845	0. 7	47, 426	△ 0.8	0. 900	5. 71	10.0
20	(00)	0, 200, 000	000, 010	0. 2	472,040	0. 7	47, 796	△ 0. 5	0. 907	5. 75	10. 1
21	(09)	5, 102, 000	885, 480	6. 6	517, 310	9. 4	47, 028	△ 0.8	0. 922	5. 31	9. 1
	(00)	0, 102, 000	000, 400	0.0	017,010	J. 4	47, 741	△ 0. 1	0. 936	5. 39	9. 2
22	(10)	4, 752, 000	922, 992	4. 2	534, 542	3. 3	46, 826	△ 0. 4	0. 985	5. 07	8. 76
	(10)	r, 102, 000	<i>522</i> , 552	7. 2	004, 042	0.0	47, 903	0. 3	1.008	5. 19	8. 96
23	(11)	4, 838, 000	924, 116	0. 1	540, 780	1.2	46, 625	△ 0. 4	0. 964	5. 05	8. 62
20	(11)	r, 000, 000	JZ-7, 110	0. 1	J4U, 70U	1.2	47, 752	△ 0. 3	0. 987	5. 17	8. 83
24	(12)	4, 796, 000	903, 339	△2. 2	512, 450	△5. 2	46, 453	△ 0. 4	0. 969	5. 14	9. 06
	(12)	1, 700, 000	000,000		0.2, 400	0	47, 138	△ 1. 3	0. 983	5. 22	9. 20

- (注) 1 昭和60年度までは国民総生産(GNP)、平成7年度以降は、国内総生産(GDP)であり、いずれも当初見通しである。
  - 2 平成17年度以降の防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費(17年度: 263億円、18年度: 233億円、19年度: 126億円、20年度: 180億円、 21年度:112億円、22年度:169億円、23年度:101億円、24年度:86億円)および米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分(19年度:72億円、 20年度:191億円、21年度:602億円、22年度:909億円、23年度:1,027億円、24年度:599億円) を除いたもの、下段は含んだものである。
  - 3 安全保障会議の経費については、平成20年度より、その他事項経費として組替え要求しているため、防衛関係費に含まれない。

#### 資料17 一般会計歳出(当初予算)の主要経費の推移

年度	一般会計	防衛 関係費	構成比	社会保障 関係費	構成比	文 教 及 び 科学振興費	構成比	公共事業関係費	構成比
平17 (05)	821, 829	48, 301 48, 564	5. 9 5. 9	203, 808	24. 8	57, 235	7. 0	75, 310	9. 2
18 (06)	796, 860	47, 906 48, 139	6. 0 6. 0	205, 739	25. 8	52, 671	6. 6	72, 015	9. 0
19 (07)	829, 088	47, 818 48, 016	5. 8 5. 8	211, 409	25. 5	52, 743	6. 4	69, 473	8. 4
20 (08)	830, 613	47, 426 47, 796	5. 7 5. 8	217, 824	26. 2	53, 122	6. 4	67, 352	8. 1
21 (09)	885, 480	47, 028 47, 741	5. 3 5. 4	248, 344	28. 0	53, 104	6. 0	70, 701	8. 0
22 (10)	922, 992	46, 826 47, 903	5. 1 5. 2	272, 686	29. 5	55, 872	6. 1	57, 731	6. 3
23 (11)	924, 116	46, 625 47, 752	5. 0 5. 2	287, 079	31. 1	55, 100	6. 0	49, 743	5. 4
24 (12)	903, 339	46, 453 47, 138	5. 1 5. 2	263, 901	29. 2	54, 057	6. 0	45, 734	5. 1

- (注) 1 公共事業関係費は、「社会資本整備特別措置法」に基づき平成3年度まで貸付けを受けて実施されていた公共的建設事業のうち、当面、当該 株式の売払収入以外の財源をもって行うこととした金額及び「社会資本整備特別措置法」に基づき、公共的建設事業に係る貸付金の償還時に おいて負担又は補助することとした金額を含んだものである。
  - 2 平成22年度の文教及び科学振興費は、組替後のものである。
  - 3 防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費(平成17年度: 263億円、18年度: 233億円、19年度: 126億円、20年度: 180億円、21年度: 112 億円、22年度:169億円、23年度:101億円、24年度:86億円)及び米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分(19年度:72億円、20年度:191 億円、21年度:602億円、22年度:909億円、23年度:1,027億円、24年度:599億円)を除いたもの、下段は含んだものである。
  - 4 安全保障会議の経費については、平成20年度より、その他事項経費として組替え要求しているため、防衛関係費に含まれない。

# 資料18 防衛関係費(当初予算)の使途別構成の推移

(単位:億円、%)

(単位:億円、%)

( IT 1001.31 10)										
年 度	2	10	2	:1	2	2	2	3	2	4
区分	金額	構成比								
人件・糧食費	20, 940	44. 2 43. 8	20, 773	44. 2 43. 5	20, 850	44. 5 43. 5	20, 916	44. 9 43. 8	20, 701	44. 6 43. 9
物 件 費	26, 486 26, 856	55. 8 56. 2	26, 255 26, 969	55. 8 56. 5	25, 975 27, 053	55. 5 56. 5	25, 709 26, 836	55. 1 56. 2	25, 751 26, 437	55. 4 56. 1
装備品等購入費	8, 125	17. 1 17. 0	8, 252	17. 5 17. 3	7, 738	16. 5 16. 1	7, 800	16. 7 16. 3	7, 565	16. 3 16. 0
研 究 開 発 費	1, 728	3. 6 3. 6	1, 198	2. 5 2. 5	1, 588	3. 4 3. 3	851	1. 8 1. 8	944	2. 0 2. 0
施設整備費	933	2. 0 2. 0	1, 325	2. 8 2. 8	1, 343	2. 9 2. 8	1, 198	2. 6 2. 5	999	2. 1 2. 1
維持費等	10, 382	21. 9 21. 7	10, 336	22. 0 21. 7	10, 181	21. 8 21. 3	10, 713	23. 0 22. 4	11, 057	23. 8 23. 5
基地対策経費	4, 535	9. 6 9. 5	4, 399	9. 4 9. 2	4, 365	9. 3 9. 1	4, 337	9. 3 9. 1	4, 418	9. 5 9. 4
SACO関係経費	180	0 0. 4	112	0 0. 2	169	0 0. 4	101	0 0. 2	86	0 0. 2
米軍再編関係経費 (地元負担軽減分)	191	0 0. 4	602	0.3	909	1.9	1, 027	0 2. 1	599	0 1. 3
そ の 他	783	1. 7 1. 6	746	1. 3 1. 3	760	1. 6 1. 9	810	1. 7 1. 7	769	1. 7 1. 6
合 計	47, 426 47, 796	100	47, 028 47, 741	100	46, 825 47, 903	100	46, 625 47, 752	100	46, 453 47, 138	100

- (注) 1 人件・糧食費は、隊員の給与、食糧の経費である。
  - 2 装備品等購入費は、武器車両等購入費、航空機購入費、艦船建造費である。
  - 3 研究開発費は、装備品などの研究開発費である。
  - 4 施設整備費は、飛行場、隊舎などの整備費である。
  - 維持費等は、営舎費、被服費、訓練活動経費などである。
  - 6 基地対策経費は、基地周辺対策経費、在日米軍駐留経費負担などである。
  - 数字は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
  - 8 金額欄、構成比欄の上段はSACO関係経費(20年度:180億円、21年度:112億円、22年度:169億円、23年度:101億円、24年度:86億円) お よび米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分(20年度:191億円、21年度:602億円、22年度:909億円、23年度:1,027億円、24年度:599億 円)を除いたもの、下段は含んだものである。
  - 9 安全保障会議の経費については、平成20年度より、その他事項経費として組替え要求しているため、防衛関係費に含まれない。

## 資料19 各国国防費の推移

年 度 国 名	08 (20)	09 (21)	10 (22)	11 (23)	12 (24)
日本(億円)	47, 426	47, 028	46, 826	46, 625	46, 453
	47, 796	47, 741	47, 903	47, 752	47, 138
	△0. 8%	△0. 8%	△0. 4%	△0. 4%	△0. 4%
	△0. 5%	△0. 1%	0. 3%	△0. 3%	△1. 3%
米 国 (百万ドル)	594, 632	636, 742	666, 703	678, 064	688. 255
	12. 5%	7. 1%	4. 7%	1. 7%	1. 5%
英 国 (百万ポンド)	38, 579	40, 246	39, 461	38, 000	39, 000
	3. 2%	4. 3%	△2. 0%	△3. 5%	2. 6%
ド イ ツ	29, 450	31, 179	31, 111	31, 549	31, 872
(百万ユーロ)	2. 3%	5. 9%	△0. 2%	1. 4%	1. 0%
フ ラ ン ス	36, 866	37, 339	37, 145	37, 421	38, 011
(百万ユーロ)	1. 7%	1. 3%	△0. 5%	0. 7%	1. 5%
ロ シ ア	9, 596. 000	12, 160. 359	12, 570. 141	15, 170. 906	18, 465. 847
(億ルーブル)	16. 7%	26. 7%	3. 4%	20. 7%	21. 7%
中 国 (億元)	4, 099	4, 729	5, 191	5, 836	6, 503
	18. 1%	15. 4%	9. 8%	12. 4%	11. 4%

- (注) 1 資料は各国予算書、国防白書などによる。
  - 2 %表示は、対前年度伸び率。
  - 3 米国の国防費は、2013年度historical tableによる狭義の支出額。2012年度の数値は推定額。
  - 4 英国については、2010年度までは英国国防省公表「UK Defense Statistics」による実績。2011年度、2012年度は予算教書による当初予算。
  - 5 中国については、全人代における財政報告による。
  - 6 日本については、上段は、SACO関係経費(08年度:180億円、09年度:112億円、10年度:169億円、11年度:101億円、12年度86億円)及び 米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分(08年度:191億円、09年度:602億円、10年度:909億円、11年度:1,027億円、12年度:599億円) を除いたもの、下段は含んだものである。

安全保障会議の経費については、08年度より、その他事項経費として組替え要求しているため、防衛関係費に含まれない。

## 資料20 武器輸出三原則等

- ○「武器」の輸出は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律 第228号)(注)及び輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)に より経済産業大臣の許可が必要。
  - (注) 現在は、外国為替及び外国貿易法。

## 1 武器輸出三原則

佐藤内閣総理大臣、昭42.4.21、衆・決算委 (要旨)

外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令についての政府の運用方針として、具体的には、次の場合は、武器輸出は認められないこととされている旨を明らかにしたもの。

- ① 共産国向けの場合
- ② 国連決議により武器等の輸出を禁止されている国向けの場合
- ③ 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

## 2 武器輸出に関する政府統一見解

三木内閣総理大臣、昭51.2.27、衆·予算委 (全文)

(1) 政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場からそれによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

- ① 三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。
- ② 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

③ 武器製造関連設備(輸出貿易管理令別表第一の第109の項など)の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

#### (2) 武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

- ① 武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。
- ② 自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は、武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」であると解している。なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段として物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の「武器」に当たると考える。
  - (注) 平成3年11月の輸出貿易管理令の一部改正により、(1) ③の「第109の項」及び(2)①の「第197の項から第205の 項」は、「第1項」に変わっている。

# 資料21 「防衛装備品等の海外移転に関する基準」について の内閣官房長官談話

(平成23年12月27日)

政府は、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成22年12月 17日閣議決定。以下「新大綱」という。)を踏まえ、防衛装備品を めぐる国際的な環境変化に対する方策について慎重に検討を重ねた結果、次の結論に達し、本日の安全保障会議における審議を経て閣議において報告を行った。今後、防衛装備品等の海外への移転については、以下の基準によることとする。

- 一. 政府は、これまで武器等の輸出については武器輸出三原則等によって慎重に対処してきたところである。
- 二. 他方、これまでも、国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則等のよって立つ平和国家としての基本理念を堅持しつつ、我が国が行う国際平和協力、国際緊急援助、人道支援、国際テロ・海賊問題への対処といった平和への貢献や国際的な協力(以下「平和貢献・国際協力」という。)、弾道ミサイル防衛(BMD)に関する日米共同開発等の案件については、内閣官房長官談話の発出等により、武器輸出三原則等によらないこととする措置(以下「例外化措置」という。)を個別に講じてきた。
- 三. 新大綱においては、近年の防衛装備品をめぐる国際的な環境変化について、「平和への貢献や国際的な協力において、自衛隊が携行する重機等の装備品の活用や被災国等への装備品の供与を通じて、より効果的な協力ができる機会が増加している。また、国際共同開発・生産に参加することで、装備品の高性能化を実現しつつ、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっている。」としており、政府は、こうした認識の下、平和国家としての基本理念を堅持しつつこのような大きな変化に対応するための方策について検討を行ってきた。
- 四. 今日の国際社会においては、国際平和協力、国際緊急援助、人 道支援、国際テロ・海賊問題への対処等を効果的に行うことが各 国に求められており、我が国は、平和国家として、国際紛争等を 助長することを回避するとの基本理念を堅持しつつ、こうした平 和貢献・国際協力への取組に、より積極的・効果的に取り組んで いく必要がある。

同時に、国際社会の平和と安定を損なうおそれがある防衛装備 品等の不正な流通及び拡散を防止するため、途上国等の輸出管理 能力の強化に向けた支援などにも積極的に取り組んでいくべきで ある。

また、我が国は、これまで米国との間で安全保障に資する防衛 装備品等の共同研究・開発を行ってきたところであるが、国際社 会が大きく変化しつつある中で、我が国の平和と安全や国際的な 安全保障を確保していくためには、米国との連携を一層強化する

- とともに、我が国と安全保障面で協力関係にある米国以外の諸国 とも連携していく必要があり、これらの国との間で防衛装備品等 の国際共同開発・生産を進めていくことで、最新の防衛技術の獲 得等を通じ、我が国防衛産業の生産・技術基盤を維持・高度化す るとともに、コストの削減を図っていくべきである。
- 五. こうした観点から、政府としては、防衛装備品等の海外への移転については、平和貢献・国際協力に伴う案件及び我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件は、従来個別に行ってきた例外化措置における考え方を踏まえ、包括的に例外化措置を講じることとし、今後は、次の基準により処理するものとする。
  - (1) 平和貢献・国際協力に伴う案件については、防衛装備品等の海外への移転を可能とすることとし、その際、相手国政府への防衛装備品等の供与は、我が国政府と相手国政府との間で取り決める枠組みにおいて、我が国政府による事前同意なく、①当該防衛装備品等が当該枠組みで定められた事業の実施以外の目的に使用されること(以下「目的外使用」という。)及び②当該防衛装備品等が第三国に移転されること(以下「第三国移転」という。)がないことが担保されるなど厳格な管理が行われることを前提として行うこととする。
  - (2) 我が国の安全保障に資する防衛装備品等の国際共同開発・生産に関する案件については、我が国との間で安全保障面での協力関係がありその国との共同開発・生産が我が国の安全保障に資する場合に実施することとし、当該案件への参加国による目的外使用や第三国移転について我が国政府による事前同意を義務付けるなど厳格な管理が行われることを前提として、防衛装備品等の海外への移転を可能とすることとする。なお、我が国政府による事前同意は、当該移転が我が国の安全保障に資する場合や国際の平和及び安定に資する場合又は国際共同開発・生産における我が国の貢献が相対的に小さい場合であって、かつ、当該第三国が更なる移転を防ぐための十分な制度を有している場合でない限り、付与しないこととする。
  - (3) もとより、武器輸出三原則等については、国際紛争等を助長することを回避するという平和国家としての基本理念に基づくものであり、上記以外の輸出については、引き続きこれに基づき慎重に対処する。

## 資料22 自衛隊の主な行動

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など			
防衛出動 「自衛隊法 ] 」第76条	外部からの武力攻撃が発生した事態又は 武力攻撃が発生する明白な危険が切迫し ていると認められるに至った事態に際し て、わが国を防衛するため必要があると 認める場合	①命令権者:内閣総理大臣 ②国会の承認:必要(原則として事前承 認)	<ul><li>武力の行使(自衛権発動の三要件を満たす場合に限る)</li><li>公共の秩序維持のための権限(治安出動時と同じ)</li><li>その他(海上保安庁の統制、緊急通行、物資の収用、海上輸送規制、捕虜の取扱、国民保護など)</li></ul>			
防御施設構築の措置 自衛隊法 第77条の2	事態が緊迫し防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域(展開予定地域)があるとき	①命令権者:防衛大臣 ②国会の承認:必要(対処基本方針の閣 議決定後)(注1) ③その他:内閣総理大臣の承認	<ul><li>○ 展開予定地域内における陣地・その他の防御のための施設の構築</li><li>○ 自己等防護のための武器使用</li></ul>			
防衛出動下令前の行動 関連措置 「自衛隊法」 第77条の3」	事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合	①命令権者:(物品提供)防衛大臣又は その委任を受けた者、(役務提供)防 衛大臣 ②国会の承認:(物品提供)不要、(役務 提供)必要(対処基本方針の閣議決定 後)(注1)	<ul><li>○ 米軍行動関連措置法に基づく行動関連措置としての米軍への物品の提供</li><li>○ 行動関連措置としての役務の提供</li><li>○ 自己等防護のための武器使用</li></ul>			